

唐代の異民族授官における非実職官の授与について

学習院大学国際研究教育機構PD共同研究員 河野剛彦

はじめに

中国は古来より周辺諸国の統御や国境の安定化のため、冊封・羈縻・互市といった様々な手段をとった。異民族に対する官爵の授与もその一環として近隣諸国の懐柔や来降した人物への対応として行われた。唐代においては、対外的な拡大や唐王朝の持つ国際性によって異民族への官爵授与機会は増加し、爵位・武職事官・文職事官・勳官・散官・地方官と多岐にわたる官爵が授与された。官職を授与された人物の出身国は、唐の周辺国から中央アジアのような遠方にまで及び、授与された官爵もまた、爵位・文官職・武官職・散官・勳官・使職等の多岐に渡るものであった。こうした唐朝による異民族への爵位・官職の授与についてはすでに数多くの研究成果が蓄積されている。しかし、それらにおいては西嶋定生氏による冊封体制論に代表されるように、国際関係について論じる中で爵位や高位の武官・文官の授与が取り上げられる場合や、国と国との交渉史のなかで取り上げられることが多くなっている⁽¹⁾。

異民族への官爵授与を見ていくと、授与された官職は実職の職事官だけでなく非実職官が数多く含まれていること

唐代の異民族授官における非実職官の授与について（河野）

が確認できる。唐代の官制について論じる場合、爵位・職事官・散官・勳官の四項を中心とする場合が多く、非実職官については他の官職授与について述べる際の付属的な扱いにとどまることが多い。頼瑞和氏は「唐代檢校官制」において、唐代の檢校官制の変遷と試官・兼官との関連性について考察されている。頼氏が「唐代檢校官制」の序文で「管見の限りでは、過去一世紀の間に「檢校・「試」・「兼」の三種の官制に関する専論は一篇としてない。唐代の官制についての専論や唐代史の教科書で、おおまかに取り上げられてはいるものの、検討が十分でない」と述べられているように、これまで唐代の非実職官に関して論じられる機会は非常に限られたものであった。⁽²⁾ 本稿では異民族に非実職官が授与された事例を取り上げたい。⁽³⁾ 異民族への授官において非実職官の授与はどのような対象に授与され、どのような場合に授与されていたのか。唐王朝の国際秩序観が反映される異民族への授官という行為において、非実職官の授与はどのように位置付けられるか。本稿ではこの点について考察を行いたい。

唐代の非実職官について

唐代の非実職官には檢校官・試官・兼官・員外官といった複数の形態が存在する。両『唐書』の職官志には「檢校」・「兼」・「試」の運用に関する記述は見られない。⁽⁴⁾ しかし、これらの官職は両唐書の列伝部分や墓誌、石刻中に多く見られ、『新唐書』卷五五、食貨志、文武官祿には「員外官・檢校・判・試・知は禄料食糧の半ばを給し、散官・勳官・衛官は四の一を減ず…」とあり員外官・檢校官・試官をひとくくりの対象として規定している。⁽⁵⁾ 「檢校」の持つ意味は時期によって異なり、嚴耕望氏は唐初から肅宗期の檢校官を「皆掌本職、与正員不異」とし、「代宗以後、純虚職、非実職」としている。⁽⁶⁾ 唐代前期の檢校官は大方において一種の職務を代行する官員であり、唐代後期におけ

る検校については非実職となる。頼瑞和氏によれば、試官が授与される場合、試殿中監・試光祿卿・試太常卿・試衛尉卿・試鴻臚卿・試校書郎・試大理評事・試大常寺協律郎などの文職事官が授与される。また、兼官については、非実職の場合の「兼」は「兼任」の「兼」ではなく、「検校」と同様に一種の「前置詞」となる。御史台の官職に用いられ、「兼御史大夫」・「兼御史中丞」・「兼侍御史」・「兼殿中侍御史」・「兼監察御史」が授与されるとされている。⁽⁷⁾員外官および同正員については、文献通考、卷四七、職官考一に、

唐は太宗時より已に員外置あり、其の後また同正員を特置するあり。検校・兼・守・判・知之類に至るは、皆本制に非ず。

とあり、⁽⁸⁾『通典』卷十九、職官一には、

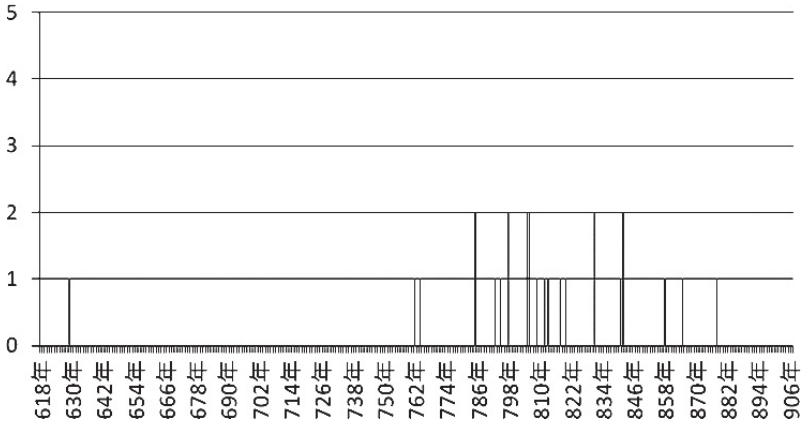
員外官、その初めは但だ員外と云う。永徽六年に至り、蔣孝璋を以て尚葉奉御と為し、員外に特置す仍ち同正員なり。これより員外官にまた同正員有り

とある。⁽⁹⁾ 具体的な員外官の運用については、『旧唐書』卷一八四、列伝、宦官に

則天制を称し、二十年間、差いに員位増す。中宗性は慈にして、崇いに恩貨に務む、神龍中、宦官は三千餘人、七品以上の員外官を授けらるは千餘人を超える

とあるように、⁽¹⁰⁾ 武則天の時期に増加した官員が中宗時に員外官の授与対象となっており、増加した官員に対応することを目的に設置された官職であることがわかる。⁽¹¹⁾ 以上のように唐代の非実職官には複数の形態があり、それぞれ異なる経緯を経て成立している。これらの非実職官が異民族へ授官される時、それぞれどのような時期・対象・状況で授与されているかについて事例を集めて分析と考察を行いたい。⁽¹²⁾ 具体的には、異民族への検校官・員外官・試官それぞれの授与傾向を分析し、外国人授官における非実職官授与の位置付けを行いたい。

図表 1 検校官の授与件数の推移



検校官の授与について

唐代における異民族を対象とした検校官の授与は22人に25件の授与が行われている。図表1は検校官の授与件数の推移を示したものである。まず明らかなのは、検校官の授与が唐代後半に偏っている点である。この点をいま少し詳しく見ていくために朝代ごとの授与傾向を見ていきたい。朝代別の授与数は代宗期2件、徳宗期6件、順宗期2件、憲宗期7件、文宗期2件、武宗期3件、宣宗期1件、懿宗期1件、僖宗期1件となる。

代宗期の2件の授与を見ると、1件目は762年に渤海の大欽茂（別表1、整理番号1、以下は番号のみ記す）への検校太尉（正一品、文職事官）であり、同時に渤海国王（爵位）と司空（文職事官）を授与されている。大欽茂にはこの授与に先立って爵位や地方官との複合授与による羈縻州統治の認可を目的とした授与が行われている。この762年の授与については「詔以渤海為国」とあり、大欽茂に授与されていた爵位が「渤海郡王」から「渤海国王」に変更されている。したがって、渤海国王と同時に授与された検校太尉も郡王から国王への進号に伴って授与

されたものと考えられる。もう1件は764年に新羅(2)からの使者に対して検校礼部尚書が授与されており、これは朝貢使の人物への授与となっている。

徳宗期には6人に6件の検校官が授与されている。785年に新羅の金良相(3)が検校太尉を授与されており、これは新羅王・新羅都督・雞林州刺史・寧海軍使・使持節大都督との複合授与である。同じく785年には金敬信(4)に新羅王・検校太尉・新羅都督・雞林州刺史・寧海軍使の複合授与が行われ、800年に新羅の金俊邕に新羅王・検校太尉・新羅都督・雞林州刺史の授与が見られる。爵位・職事官・地方官の複合授与による羈縻州統治の認可は唐代を通じて広く行われているが、官爵の複合授与に文職事官が組み込まれるのは新羅への授与と特徴といえる。

798年には渤海の大高璘(8)に渤海国王・検校司空・銀青光祿大夫が授与されている。大高璘は795年に渤海郡王と忽汗州都督を、798年に渤海国王を授与されている。国王号への進号に伴い検校司空の授与が行われている点は大欽茂への授与と共通している。新羅へ授与された検校官は検校太尉であり、渤海には検校司空と差異が見られる点も指摘しておきたい。また、792年には回紇の葉羅葛昷(5)に検校尚書右僕射が795年に南詔の尹輔膺

(6)に検校太子詹事が授与されており、共に使者への授与となっている。これらの事例からは使者への検校官の授与では他の官職との複合授与は見られず、単一授与である傾向を指摘できる。

順宗期は2人に2件の授与が行われている。1件は805年の渤海の大高璘への検校司徒の授与であり、同時に金紫光祿大夫が授与されている。大高璘は798年に検校司空と同時に従三品の文散官である銀青光祿大夫を授与されており、805年には正三品の金紫光祿大夫に進階していることになる。検校司

図表 2

朝代別の検校官授与数、授与人数

	授与人数	授与件数
代宗期	2人	2件
徳宗期	6人	6件
順宗期	2人	2件
憲宗期	6人	7件
文宗期	2人	2件
武宗期	3人	3件
宣宗期	1人	1件
懿宗期	1人	1件
僖宗期	1人	1件

空と檢校司徒は同じ正一品の文職事官であるが、檢校司空が銀青光祿大夫と、檢校司徒が金紫光祿大夫と同時に授与されていることから、渤海への授官においては檢校司徒の方が一段上と考えられていたことがうかがえる。もう1件の授与は新羅の金重熙（9）に授与された檢校太尉であり、新羅王・鷄林州刺史・開府儀同三司・上柱国・使持節大都督鷄林州諸軍事・持節寧海軍使との複合授与となっている。これは、徳宗期に見られた新羅君主への官爵授与と同様に、爵位や地方官との組み合わせによって羈縻州統治の認可を行うものであり、檢校太尉が新羅の君長に一貫して授与されていることがわかる。

憲宗期には6人に7件の檢校官が授与されている。806年に渤海の大高璘に檢校太尉が授与されている。大高璘は798年に檢校司空、805年に檢校司徒を授与されており、これらは全て正一品の文職事官であるが、少なくとも渤海に対する授与においてはその都度ごとの差別化に意図があったと考えられる。また、大高璘が二度の進号を経て授与された檢校太尉が新羅君主へは恒常的に授与されるものである点は指摘しておきたい。この時期の新羅と渤海に対する国際意識の表れとみることもできよう。809年には渤海の大元瑜（11）に渤海国王・檢校秘書監・忽汗州都督・銀青光祿大夫が授与されている。813年には大言義（13）に渤海国王・檢校秘書監・忽汗州都督・銀青光祿大夫が、818年には大仁秀（14）に渤海国王・檢校秘書監・忽汗州都督・銀青光祿大夫が授与されている。これらは大元瑜（11）に授与されたものと同一の官爵であり、渤海の君主への官爵授与のパターンが成立していることが分かる。大仁秀は820年に檢校司空・金紫光祿大夫・渤海都督を授与されており、檢校秘書監が檢校司空に銀青光祿大夫が金紫光祿大夫に進階している。

812年には新羅の金彦昇（12）に新羅国王・檢校太尉・雞林州刺史・開府儀同三司・上柱国・持節大都督・雞林州諸軍事・持節寧海軍使を授与されている。新羅の君主に対する爵位・職事官・地方官を中心とした官爵の複合授与

による支配権の認可は継続していることがわかる。奚の梅落(10)は806年に檢校司空を授与されており、饒楽郡王・帰誠王・饒楽府都督・銀青光禄大夫を複合授与されている。これは羈縻州統治の認可を目的とした授与の典型的なパターンであり、新羅と渤海を対象としていた檢校官の授与が奚にも行われている点は注目される。¹³⁾ 以上のように憲宗期における檢校官の授与には新羅・渤海の君主に対する官爵授与に組み込まれる事例が多く見られる。新羅には一貫して檢校太尉が授与されているが、渤海に対しては大高璘への檢校司徒・檢校太尉の授与以降は檢校秘書監に切り替わっているように、国ごとに異なった基準によって授与が行われていることがうかがえる。

文宗期は2人に2件の檢校官が授与されている。渤海の大彝震(15)が831年に檢校秘書監を授与されている。これは爵位や地方官との複合授与であり、大言義・大仁秀と同様の授官傾向である。また、同じく831年に新羅の金景微(16)に檢校太尉が授与されており、新羅君主に対する官爵の複合授与に檢校太尉が組み込まれるという方針は文宗期も継続されている。

武宗期には3人に3件の檢校官が授与されている。841年に新羅の金慶膺(17)に檢校太尉が授与されており、文宗期の金景微の場合と同様の官爵複合授与が行われている。842年には回紇の唃没斯(18)に懷化郡王・右金吾衛大將軍・檢校工部尚書・帰義軍使が、愛邪勿(19)に寧塞郡公・檢校右散騎常侍・右領軍大將軍・帰義副軍使が授与されている。唃没斯と愛邪勿は唐に内属した際に官爵授与を受けており、爵位・武職事官・文職事官・使職の複合授与となっている。これまでに見てきた新羅や渤海への授与と異なり、地方官が授与に含まれておらず実職の武官職が授与されている。このことから、外地羈縻州統治の認可を目的とした新羅・渤海への授与と、内属した回紇の首領では授与方針に明確な差異があることが指摘できよう。

図表 3

国別の檢校官授与数、授与人数

	授与人数	授与件数
新羅	10人	10件
渤海	7人	10件
回紇	3人	3件
奚	1人	1件
南詔	1人	1件

宣宗期には858年に渤海の大虔晃（20）が渤海国王・檢校秘書監・忽汗州都督・銀青光祿大夫を授与されており、爵位・檢校の文官職・地方官・文散官による組み合わせが継続されている。懿宗期には865年に新羅の金膺廉（21）に新羅王・檢校太尉・開府儀同三司・上柱国・使持節大都督・雞林州諸軍事が授与されている。僖宗期は878年に新羅の金昫に新羅王・檢校太尉・開府儀同三司・使持節大都督・雞林州諸軍事が授与されている。この三例からは新羅の新君長に対する爵位・檢校の文官職・地方官を中心とした組み合わせが唐末まで継続されていたことを示している。

ここからは、国ごとの授与傾向について見ていきたい。図表3は国ごとの檢校官の授与数を示したものである。新羅と渤海への授与が全体の半数以上を占めており、渤海を除いては1人に1件の授与であることがわかる。新羅には10人に対して10件の檢校官授与が行われている（整理番号2、3、4、7、9、12、16、17、21、22）。朝貢使への事例が1件見られるのを除いて、他はすべて新羅の君長を対象とした官爵の複合授与の一部として檢校官が授与されている。新羅の君長への檢校官授与の特徴として爵位（新羅王）・文職事官（檢校大尉）・地方官（雞林州刺史）が一貫して授与されていることが挙げられる。渤海に対しては7人に10件の檢校官が授与されている（整理番号1、8、11、13、14、15、20）。檢校官授与の対象が渤海の君長である点は新羅と共通するが、授与された檢校官は檢校太尉、檢校司空、檢校司徒、檢校秘書監と多くなっている。この要因としては大高璘（整理番号8）が798年に渤海郡王から渤海国王への進号に伴って檢校司空を授与され、その後805年に金紫光祿大夫への進階に伴って檢校司徒を授与されているように、爵位の進号や官位の進階に檢校官が伴って授与されている¹⁵ことがある。また、大高璘に正一品の檢校大尉が授与されているが、子の大元瑜には従三品の文職事官である檢校秘書監が授与されている。檢校秘書監は檢校大尉から位階が五段階下の官職であり、渤海の代替わりに際して官職授与の位階の変化が見られる。これは唐

の国際意識や渤海に対する評価の表れと考えられる。回紇は3人に3件の授与が行われており、使者への授与が1件（整理番号5）と内属した君長への授与が2件（整理番号18、19）となっている。奚には梅落（整理番号10）に爵位・検校の文職事官・地方官・文散官が複合授与されており、授与後に「放還蕃」とあることから外地羈縻州統治の認可を目的とした授与と考えられる。南詔に対しては来朝した使者への授与となっており官職の複合授与は行われていない。

以上、異民族を対象にした検校官の授与について、朝代別・国別の視点からその授与傾向について分析を行ってきた。内容をまとめれば以下のようになる。

- ① 異民族を対象とした検校官の授与は唐代後半に集中しており、国別では新羅、渤海に対する授与が全体の8割を占める。そのほとんどが冊封の一環としての授与であり、爵位・地方官・文散官と共に授与されている。
- ② 新羅に対しては検校大尉が継続して授与されており、新羅の君長に対する爵位（新羅王）・文職事官（検校大尉）・地方官（雞林州刺史）の複合授与の一環として検校官が授与されている。
- ③ 渤海に対する授与では、爵位の進号時や新たな君長の冊立時に授与される検校官の位階が変動しており、同一人物への複数回の検校官授与による進階が見られることから、検校官の位階に渤海に対する唐朝の評価が反映されていた可能性を指摘できる。
- ④ 回紇と奚への授与は、内属時の加官として授与されている。使者への授与は二件と少なく、他の官爵の同時授与も行われていない。来朝した使者への臨時的な授与と考えられる。

試官・兼官の授与について

試官の異民族に対する授与は、17人の人物に17件の授与が確認できる。朝代ごとの試官の授与件数は代宗期1件、徳宗期12件、憲宗期2件、年代不明が1件となる。また、国ごとの授与件数は東女国4件、新羅3件、南水国2件、咄覇国2件、南詔1件、通租国1件清遠国1件、文單国1件、驃国1件、雲南1件となる。

代宗期には文單国の婆彌（別表2、整理番号1）に試殿中監、開府儀同三司が授与されている。婆彌は文單国王と記されており、来朝した君長に対する授与として試官と文散官が複合授与されている。徳宗期には試官授与の7割が集中している。793年に東女国（2、3、4、5）・通租国（6）・南水国（7、8）・清遠国（9）・悉薰国（10）・咄覇国（11）に試官の文職事官と文散官の複合授与、あるいは試官の文職事官と地方官の複合授与が行われている。これらの事例は、東女国・通租国・南水国・清遠国・悉薰国・咄覇国が劍南西川府に帰順した際の授与であり、これによって内属の認可を行っていたと考えられる。794年には雲南からの使者である段南羅（12）に試太子詹事が授与されており、803年には南詔からの使者である楊鏌龍武に試太僕少卿が授与されている。これらの使者に対する試官の授与では他の官職との複合授与は行われていない。また、803年には驃国の王子である悉利移に試太僕卿が授与されている。授与に至る前後の事情は不明であるが、驃国と唐の距離を考えれば来朝した際の授与と考えるのが穏当であろう。憲宗期には806年に新羅の王子である金献忠（15）に試秘書監が授与されており、これは宿衛の人物に対する授与である。また、812年には同じく新羅の金沔（16）に試光祿少卿が授与されている。金沔については「新羅質子」と記述されており、試光祿少卿を授与される前には試衛尉少卿を帯びていたとある。したがって、

憲宗期の2件の授与はいずれも在唐の新羅の王族を対象とした授与と考えられる。

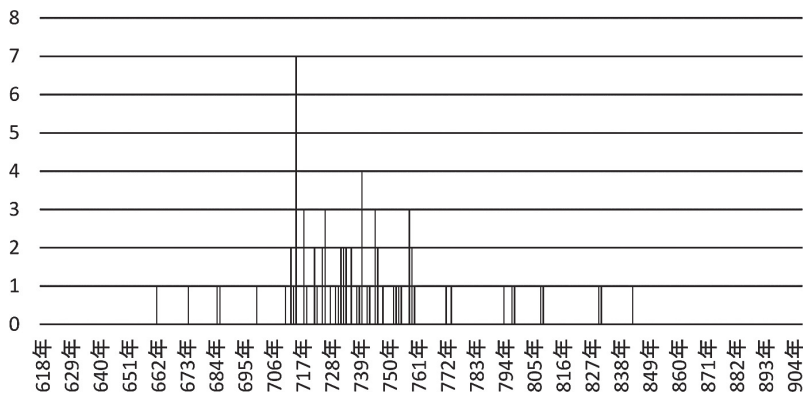
ここからは、兼官の授与について見ていきたい。兼官が異民族に授与された事例は非常に少なく、3人に3件の授与が確認できる。796年に南詔の尹輔曾⁽¹⁶⁾（18）に檢校太子詹事と兼中丞が授与されており、尹輔曾は使者として来朝している。798年には南詔の朝賀使である楊鎮龍武に試太僕少卿と兼御史が授与されている⁽¹⁷⁾。また、794年には雲南の来朝使に兼御史中丞が授与されている。以上のように、異民族への兼官の授与は徳宗期に使者を対象にして行われていることがわかる。

以上のように、試官の授与は徳宗期に授与が集中しており、これは東女国・南水国・吐霸国・逋租国・清遠国・文單国が劍南西川府に帰順した際の授与であった。新羅に対しては宿衛の人物に高位の文職事官の試官が授与されている。宿衛に対する試官の授与は新羅のみに見ることができる⁽¹⁸⁾。使者への授与は南詔への1件のみであり、他の官職との複合授与も見られない。そのため檢校官の授与と同様に臨時的な授与と考えられる。徳宗期における使者に対する授与という点で兼官にもほぼ同様の傾向を見ることができ。

員外官の授与について

唐代に行われた異民族を対象とした員外官の授与は、70人に77件の授与が行われている（別表3参照）。これらの授与件数を時系列順に表したのが図表4である。このグラフを見ると710年から760年頃の期間に授与が集中していることがわかる。この期間は玄宗期にほぼ重複する。では、もう少し細かく表の示す内容について分析してみた。まず、図表5の朝代ごとの授与件数を見ると、高宗期2件、中宗期3件、睿宗期1件、玄宗期56件、肅宗期6件、

図表 4 員外官授与件数の推移



代宗期1件、徳宗期2件、憲宗期2件、文宗期2件、武宗期1件、年代不明が1件となる。玄宗期に偏りが見られることは先に述べた通りである。

また、国ごとの授与人数と授与件数をまとめたのが表6である。この表からは、検校官の主な授与対象であった新羅・渤海だけでなく、突厥・契丹・奚・突騎施といった遊牧系の国に対しても員外官が授与されていることがわかる。また、唐から比較的距離の離れた国も授与対象となっている点も指摘できよう。ここからはいささか煩瑣となるが、朝代を軸に員外官がどのような状況でどのような国・人物に授与されているかを見ていきたい。

高宗期には2例の員外官の授与が確認されるが、これは百済の扶余隆（別表3整理番号1、以下括弧内は番号のみ表記）への授与と新羅の金仁問（2）への授与である。扶余隆は、百済滅亡後に唐に亡命した際に太常員外卿を授与されており、これは来降した異民族の首長に対する慰撫の一端と考えられる。金仁問については、当時宿衛の立場にあった金仁問に対して右驍衛員外大將軍が授与されている。いずれも在唐の人物への授与という点が共通する。

中宗期の授与例は、阿史那元慶（3）・王斂臂（4）・慕容宣趙（5）の3例である。阿史那元慶は阿史那元慶彌射の後継として左衛員外大將軍が

図表 5

朝代別の員外官授与数、授与人数

	授与人数	授与件数
高宗期	2人	2件
中宗期	3人	3件
睿宗期	1人	1件
玄宗期	51人	56件
肅宗期	5人	6件
代宗期	1人	1件
徳宗期	2人	2件
憲宗期	2人	2件
文宗期	2人	2件
武宗期	1人	1件

唐代の異民族授官における非実職官の授与について（河野）

授与され、同時に左玉鈐衛將軍・崑陵都護・鎮国大將軍・興昔亡可汗が授与されている。このうち崑陵都護・興昔亡可汗は阿史那元慶彌射にも授与されている。⁽¹⁹⁾このことから阿史那元慶へ員外官の授与は在蕃の有力者の代替わりに伴う官職授与の一環として行われたものと考えられる。東女国の王斂臂は大臣を唐に派遣して官職を請い、左玉鈐衛員外將軍を授与されている。周辺国の君長が在蕃のまま使者を派遣して官職を要求した例はあまり例が無く、唐がこれに員外官の授与をもって応じている点は異民族授官における員外官の用途として注目される。吐谷渾の慕容宣趙には聖歷三年（700年）に左豹韜員外大將軍が授与されている。これは慕容諾曷鉢を継いだ際の授与であり、慕容諾曷鉢は唐に内附して内地羈縻州の長となっている。⁽²⁰⁾そのため、慕容宣趙への授与も内地羈縻州の管理を期待してのものと考えられる。しかし、慕容諾曷鉢には唐への内附に際して安樂州刺史・駙馬都尉が授与されているのに対して、慕容宣趙には左豹韜員外大將軍のみの授与となっている。聖歷三年は非実職の授与数が大きく増加する玄宗期の直前にあたる。慕容宣趙以降の吐谷渾に対する官職授与を見ると、慕容道奴が雲中郡開国公・左威衛大將軍同正・刺史を、慕容復が青海国王・左金吾衛大將軍員外同正・長樂都督を授与されているように、爵位・非実職の武官職・地方官の組み合わせによる授与が見られるようになる。睿宗期には711年に阿史那默啜（6）に右驍衛員外大將軍が授与されている。阿史那默啜は右驍員外大將軍を授与される前に帰国公（693年）・左衛大將軍（693年）・驃騎大將軍（696年）・特進（696年）・遷善可汗（696年）を授与されており、慕容宣趙と同様に玄宗期直前の時期に員外官の授与が開始されている。このように、中宗期・睿宗期における員外官の授与は、いづれも在蕃の有力者への授与という点が共通しており、異民族の君長への羈縻

図表 6 員外官の国別授与数

	授与人数	授与件数		授与人数	授与件数
渤海	9人	10件	百濟	1人	1件
突厥	8人	8件	黒衣大食	1人	1件
新羅	8人	8件	骨咄祿	1人	1件
奚	8人	11件	三葛邏祿	1人	1件
契丹	7人	7件	中天竺	1人	1件
突騎施	5人	5件	吐火羅	1人	1件
回紇	4人	6件	東女国	1人	1件
高句麗	2人	2件	百蘭	1人	1件
東女	2人	2件	勃律	1人	2件
于闐国	2人	2件	罽賓国	1人	1件
吐蕃	1人	1件	護密国	1人	1件
吐谷渾	3人	3件			

州と統治の認可を目的とした官職の複合授与の一環として員外官が授与されている。羈縻州の統治の認可を目的とした官職の複合授与は唐初より行われているが、こうした官職授与に員外官が組み込まれるようになるのは、中宗期以降であることが分かる。

続く玄宗期は員外官の授与が唐代を通じて最も多く行われた時期である。玄宗期には延べ49人に53件の員外官が授与されている。国ごとの内訳を見ると、渤海9件、突厥7件、新羅6件、奚6件、契丹6件、突騎施5件、回紇3件、高句麗2件、于闐国1件、護密1件、三葛邏祿1件、百蘭1件、吐蕃1件、勃律1件、黒衣大食1件、骨咄祿1件、吐谷渾1件となる。渤海に対する員外官の授与を見ると、最も多くみられるのが宿衛の任にあった人物に対する授与であり、大述芸（20、左衛大將軍員外置）、大昌勃價（26、左威衛員外將軍）、大都利行（27、左武衛大將軍

員外置）、蕃（41、左領軍衛員外大將軍）、大勳進（44、左武衛大將軍員外置同正）の五人が在唐の状態で宿衛の任についている。また、大祚栄（7、左驍員外大將軍）、大武芸（21、左驍衛員外大將軍）に対しては爵位や地方官と共に員外官が授与されており、ともに渤海郡王・忽汗州都督を複合授与されている。このような爵位・高位の員外官・地方官の複合授与による羈縻州統治の認可を目的とした授与における員外官の授与は中宗期から行われており、玄宗期においても継続されていることが分かる。突厥に対しては7人に7件の員外官が授与されている。このうち内地羈縻州に在住している者が火拔頡利發（9、左衛員外大將軍）、支匄忌（11、軍衛大將軍員外置）、挾跌思泰（12、右衛

員外大將軍)、鶻屈頡斤(13、左驍衛大將軍員外置)の4人であり、火拔頡利發には燕北郡王(爵位)と員外官が、挾跌思泰には樓煩郡公(爵位)・挾跌都督(地方官)・特進(文散官)が員外官と複合して授与されている。官爵の複合授与による羈縻州統治の認可は渤海と同様である。斯壁紆思鮮闕(39、左金吾衛大將軍員外)、莫賀咄頡斤(43、左金吾衛大將軍員外置)の2人は、授与の記録に「放還蕃」とあることから在蕃の人物への授与であり、爵位や地方官との複合授与は行われていない。阿史那忠孝(18、左領軍衛員外將軍)は授与に至る前後の事情が不明である。新羅に対しては6人に6件の員外官授与が行われており、渤海や突厥には見られなかった文官職の員外官が授与されている。また、他の官職との複合授与は見られず、員外官のみの授与が行われている。このうち在唐で宿衛の任にあつたのが金志滿(31、太僕卿員外置)、金志廉(33、鴻臚少卿員外置同正員)、金思蘭(35、太僕員外卿)、金忠信(37、左領軍衛員外大將軍)の4名であり、残る金志良(32、太僕少卿員外置)、金端竭丹(38、衛尉少卿員外置)は使者として来朝した新羅の大臣への授与であり、「放還蕃」と記されている。このように、新羅に対する員外官の授与は渤海・突厥と異なり、羈縻州統治を目的とした複数の官職の複合授与に員外官は含まれておらず、宿衛や使者に対して員外官の授与が行われている。これは先述した新羅への檢校官の授与と関連すると考えられる。

奚には4人に6件の員外官が授与されている。李大輔(15、左金吾衛員外大將軍)は爵位と地方官、李魯蘇(23、右金吾衛員外大將軍・右羽林軍員外將軍)は爵位と使職、李詩(34、左羽林軍大將軍同正)は爵位・文散官・地方官との複合授与であり、羈縻州統治の認可を目的とした授与が行われている。李綴(29、右武衛員外大將軍)は来朝した際に員外官を授与され「放還蕃」と記録されている。突騎施には5人に5件の員外官が授与されており、吐火仙骨噉(47、左金吾衛員外大將軍)への授与が爵位(脩義王)との複合授与であるほかは、員外官のみの授与で全員が唐に来降した際の授与となっている(40、45、46、48)。阿史那洪達(46)が文官職の員外官(太僕員外卿)を授与され

図表 7 授与された員外官とその状況

出身国	授与対象	授与された員外官	授与状況
渤海、突厥、突騎施、回紇、契丹、奚	冊封を受けた君長 羈縻州の君長	従三品以上の武職事官（十二衛の大將軍、將軍）	爵位・地方官との複合授与
突厥、突騎施、吐蕃、契丹、百濟、高句麗	唐へ内附した君長	従三品以上の武職事官（十二衛の大將軍、將軍） 太常員外卿	爵位・地方官との複合授与
渤海、于闐国、中天竺、罽賓国、黑衣大食、護密、勃律	唐へ来朝した人物	従三品以上の武職事官（十二衛の大將軍、將軍） 大僕員外卿、鴻臚少卿員外置、太常少卿員外置、太子舍人員外	文職事官、武職事官のみの授与
渤海、于闐国、護密、新羅	宿衛の人物	従三品以上の武職事官（十二衛の大將軍、將軍）、大僕員外卿、太僕卿員外置、鴻臚少卿員外置同正員、	文職事官、武職事官のみの授与
新羅、渤海	使者への授与	太僕少卿員外置、衛尉員外少卿、鴻臚卿同正	文職事官のみの授与

ていることが目を引くが授与に至る詳細は不明である。契丹には6人に6件の員外官が授与されている。李楷洛（8、左羽林將軍同正）、婆固（19、左金吾衛大將軍員外置同正員）、鬱于（22、左金吾衛員外大將軍）、吐于（24、左金吾衛大將軍）、邵固（25、左羽林軍員外大將軍）の5人は爵位や地方官との複合授与によって羈縻州統治の認可が行われている。屬固家（28、右領軍衛員外大將軍）も「放還蕃」と記されていることから授与後は在蕃の状態での授与であることが分かる。回紇は3人に3件の員外官授与が行われている。伏帝匄（14、左金吾衛大將軍員外置同正員）は地方官と使職が員外官とともに授与されており、思力裴羅（50、右驍衛員外大將軍）は員外官と爵位と文散官を授与されている。ともに爵位や地方官との複合授与であり羈縻州統治認可を目的とした授与と考えられる。阿悉爛頡斤（51、右武衛員外將軍）には勲功に対して右武衛員外將軍が授与されている。高句麗は2人に2件の員外官が授与されており、高拱毅（16、左領軍衛將軍員外置）には爵位と地方官が、高文簡（17、左衛員外大將軍員外置同正員）は爵位を同時に授与されており、回紇と同様にいずれも羈縻州統治の認可を目的とした授与となっている。

勃律は2件の員外官が授与されている。これは来朝した勃律僧伽羅密多(52)が、天宝四載に右金吾員外中郎將を天宝七載に鴻臚員外卿を授与されている。どちらも授与後に「放還蕃」とあり、来朝した僧侶へ員外官の授与が行われている。残る于闐、護密、三葛邏祿、百蘭、吐蕃、黑衣大食、骨咄祿は全て1件のみの授与となっている。唐に來降した際の授与が吐蕃の悉諾邏(57)、左驍衛員外大將軍)、吐谷渾の慕容道奴(10、左威衛大將軍同正)。「放還蕃」と記されるのが、三葛邏祿の苾伽葉護頓阿波移健啜(53、左武衛大將軍員外置)、黑衣大食の謝多阿密(54、左金吾衛員外大將軍)、護密国の羅真檀(36、左金吾衛將軍)、前後の事情が不明なのが百蘭の籠薰占庭(56、左武衛員外大將軍)、阿摩支知(30、右武衛大將軍員外置同正員)、頡利發(55、左羽林軍大將軍員外置同正員)となる。以上のように、玄宗期における異民族に対する員外官の授与は、玄宗期以前から行われてきた爵位・地方官の複合授与による羈縻州統治の認可に加えて、宿衛や使者、外国僧を対象とした員外官授与が開始されており、授与対象の大幅な拡大が見られるのが特徴である。

肅宗期には5人に6件の員外官授与が行われている。回紇の骨啜特勒(61)は2件の員外官(鴻臚卿員外置・左羽林軍員外大將軍)を759年に授与されている。文武の員外官を同時に授与される事例は他にほとんど見られないが、これは骨啜特勒が安史の乱鎮圧のために入朝していたという事情によるものと考えられる。于闐国の葉護囉(62)は760年に来朝して宿衛の任について入朝した際に大僕員外卿を授与されている。⁽²¹⁾中天竺の善部末摩(58)は「婆羅門三蔵」と記されており、来朝した仏僧に文官職の員外官が授与されている。罽賓国の藏般若力(59)は「罽賓王」とあり、授与にいたる経緯は不明だが来朝した王に対して文官職の員外官が授与されている。吐火羅の山那(60)は「吐火羅三蔵」と記されており、中天竺の場合と同様に来朝した仏僧に文官職の員外官が授与されている。以上のように、肅宗期における員外官の授与は多様な授与状況が見られた玄宗期と異なり、仏僧への文官職の員外官の授与、宿衛には

軍事に関連のある部署の員外官の授与というように、個人ごとの事情に対応した授与が行われていることが指摘できる。

代宗期は新羅の金標石（63）に衛尉員外少卿が授与されている。金標石については「来賀正」・「放還蕃」とあることから新年祝賀の使者に対する授与であることがわかる。徳宗期には794年に渤海の使者である太常靖（64）に衛尉卿同正が、797年に渤海の王子である大清允（65）に右衛將軍同正が授与されている。ともに「令帰国」とあることから授与後は在藩であると分かる。また、798年には吐谷渾の慕容復（66）に左金吾衛大將軍同正が授与されているが、これは爵位と地方官を同時に授与されていることから羈縻州統治の認可が目的と考えられる。

憲宗期は809年に唐に來降した奚の没辱孤（68）に対して右領軍衛將軍員外同正と使職（平州游奕兵馬使、幽州盧龍軍節度使）が授与されている。また、808年に唐に來降した素低（67）に対しては右武威衛將軍同正と使職（檀薊州游奕兵馬使）が授与されている。翌年に使者を派遣していることから在蕃の有力者に対する授与であると考えられるが、玄宗期まで行われていた爵位や地方官との複合授与でなく使職と員外官の組み合わせによる授与が行われている点には注意を要する。続く武宗期は奚の茹羯（69）が830年に内附した際に右驍衛將軍同正を授与されている。文宗期には契丹の屈戌（70）が内附した際に右武衛將軍員外置同正員と武散官（雲麾將軍）を授与されている。以上、唐代に異民族を対象とした員外官の授与傾向について出身国と朝代を軸に分析を行った。

その内容をまとめれば以下のようになる。

① 員外官は檢校・試・兼官が対応していた文職事官だけでなく武職事官に対応しており、武職事官の授与件数が非常に多くなっている。

② 員外官の授与は玄宗期に集中している。員外官の制度は貞觀期から存在していたが、異民族授官における非実職

官の授与が本格的に行われるのは開元期以降であることがわかる。

③ 渤海、突厥、新羅、突騎施、回紇、契丹、奚といった唐の周辺国が員外官の主な授与対象となる。檢校官・試官・兼官の場合と異なり、遊牧系の民族への授与が多くなっている。これらの国々には、冊封や羈縻州設置に伴う官爵の複合授与の一環として従三品以上の武職事官の員外官が授与されている。

④ 新羅・渤海の使者に対しては従三品以上の文職事官の員外官が授与されており、新羅・渤海に文官職が授与される傾向は檢校官・試官・兼官の場合と共通する。

⑤ 遠方の国々も授与対象になっているが、それらの国々に対しては員外官が単独で授与されており、他の官爵との複合授与は見られない。

おわりに

以上のように本稿では、異民族を対象とした非実職官授与について檢校官・試官・兼官・員外官それぞれの授与事例を網羅的に分析して考察を行った。最後に、檢校官・試官・兼官・員外官それぞれの授与傾向の分析から得られた内容から、異民族授官における非実職官授与についてまとめてみたい。

まず、異民族への非実職官の授与において、檢校官・試官・兼官の授与は、特定の国への冊封（新羅・渤海）や宿衛の人物（新羅）への授与、あるいは一時期に集団で内属した国々への対応（東女国・南水国・咄霸国・通租国・清遠国・文單国への授与）といったように、限定された状況における事例が中心となっていることが確認できた。その一方で、員外官は授与された件数が最も多く、授与の対象となった国も唐の周辺国から遠方の国まで多岐に及んでいる。

た。また、授与件数の推移を見ると玄宗期に授与件数が急増し、その後も継続して授与されている。これは、玄宗期に増加した異民族への授官に対応するため、文職事官・武職事官・地方官に対応する員外官を汎用性の高い非実職官として異民族授官に本格的に導入したためと考えられる。⁽²²⁾中唐期以降に異民族への授与が本格化する検校官・試官・兼官が限定された状況における授与にとどまるのも、用途の広い員外官の授与が先行して行われていたためではないかと考えられる。

新羅・渤海に対しては、冊封・羈縻州統治の認可に伴う官爵授与の際に高位の文職事官の検校官（検校大尉、検校司空、検校司徒）が授与されており、冊封の一環として検校の文職事官の授与が見られるのは新羅・渤海のみとなっている。また、新羅・渤海・南詔の使者に対しては検校官・試官・兼官・員外官の文職事官（非実職の文職事官）が主に授与されている。これらの国々には唐の東方・南方に位置し、漢字文化を受容したという共通性を指摘できる。反面、突厥・突騎施・回紇・契丹・奚といった国々に対しては、員外の武職事官の授与が冊封・羈縻州設置の際に授与されており、来朝した君長に対しても同様の傾向が認められる。このように、非実職官を軸に周辺国への官爵授与を見ていくと、「東方・南方―文官」、「西方・北方―武官」という対応関係が見える。⁽²³⁾『大唐開元礼』には、文官―東方・南方、武官―西方・北方という方角と官職の対応が記されており、上の傾向と符合する。⁽²⁴⁾そのため、異民族授官において儀礼的な要因が影響していたとも考えられるが、この問題には国際関係や授与対象となった個人への評価、さらには儀礼的な要因といった多くの問題が影響するため、ここでは可能性を指摘するに留め今後考察を進めたい。また、実質的な意味合いに乏しい官職授与という点では、死後の贈官もまた非実職的な性質を持つとも言えるが、贈官の授与には故人に対する評価や出身国との関係に加えて、生前に与えられた官職の位階等多くの要素が影響するため本稿では言及しなかった。この点も今後の課題として指摘しておきたい。

- (1) 周辺民族の君長を対象とした王号や爵位の授与から、唐を中心とした国際関係を考察した研究としては池田温氏、坂元義雄氏、金子修一氏らによる研究がある。池田氏は、唐に存在した外国人を「固有外族官職」・「専任外族武階」・「外族技術官」・「武官・宿衛」に分類され、「固有外族官職」・「外族技術官」の例は僅少であるか限定的であり、「専任外族武階」・「武官・宿衛」は確認される例が多く、その職務についても実質的な性格を帯びていたとされている。坂元氏は、和親・冊封の概念を軸に唐を中心とした新羅・高句麗・百濟・日本・渤海の關係について論じられている。金子氏は王号の授与に注目され、唐が外国に対して本国王・徳化王の二種類の王号を使い分けて授与することによって、周辺諸国との国際關係形成の一端を為していたとされている。劉琴麗氏は、唐代の武官職の授与について総合的な研究を行われているが、外国人を対象とした官職授与については、「頻繁に見られる」とされるのみであり、概観的な考察に止まっている。それぞれ、池田温「唐朝処遇外族官制略考」唐代史研究会『隋唐帝国と東アジア世界』（汲古書院、1979年所収）。坂元義雄「古代東アジアの国際關係―和親・封冊・使節よりみたる―」、『古代東アジアの日本と朝鮮』（吉川弘文館、1988年所収）。金子修一『隋唐の国際秩序と東アジア』（名著刊行会、2001年）。劉琴麗、『唐代武官選任制度初探』（社会科学文献出版社、2006年）。
- (2) 頼瑞和『論唐代的檢校官制』『漢学研究』第24巻、第1期、2006年6月。唐代の非実職官の研究には、頼瑞和氏による檢校官についての研究がある。頼氏は檢校官制について試官・兼官との關連を強調されているが、員外官に関しては言及されていない。
- (3) 唐王朝による唐人と外国人の区分として「化外人」の概念がある。『唐律疏議』名例律、化外人相犯の疏議に「化外人とは、蕃夷の国の別に君長を立てる者を謂う」とあり、擅興律、征討告賊消息の疏議では化外人を「声教の外、四夷の人」と定義している。衛禁律、越度緣邊関塞では、化外人との密かな交易、化外人との結婚等を禁じている。本報告ではこの「化外人」に該当する人物を分析の対象とした。化外人については、石見清裕「唐代の国家と『異民族』」（『歴史学研究』六九〇号、1996年）において取り上げられており、本稿における化外人の説明は石見氏の所論に依拠している。
- (4) 頼瑞和氏は、『宋史』卷一七〇、職官志、雜制に引かれた『三朝志』の記述「檢校・兼・試官の制は、檢校は則ち三師・三

唐代の異民族授官における非実職官の授与について（河野）

一一一

公・僕射・尚書・散騎常侍・賓客・祭酒・卿・監・諸行郎中・員外郎の類、兼官は則ち御史大夫・中丞、侍御・殿中・監察御史、試秩は則ち大理司直・評事・秘書省校書郎。」を引いて、唐代との共通性を指摘し、檢校官・兼官および試の根源が唐代にあるとしている。

- (5) 『旧唐書』卷五五、食貨志、文武官録
員外官・檢校・判・試・知給禄料食糧之半、散官・勳官・衛官減四之一、致仕五品以上給半禄、解官充侍亦如之。四夷宿衛同京官。
- (6) 嚴耕望『唐僕尚丞郎表』、中央研究院歷史語言研究所、1956
- (7) 前掲注3頼論文參照。
- (8) 『文獻通考』卷四七、職官考一
唐自太宗時已有員外置、其後又有特置同正員。至於檢校・兼・守・判・知之類、皆非本制。
- (9) 『通典』卷十九、職官一
員外官、其初但云員外。至永徽六年、以蔣孝璋為尚藥奉御、員外特置、仍同正員。自是員外官復有同正員
- (10) 『旧唐書』卷一八四、列伝、宦官
則天称制、二十年間、差増員位。中宗性慈、務崇恩貨、神龍中、宦官三千餘人、超授七品以上員外官者千餘人
- (11) 員外官の概要については、杜文玉「論唐代員外官与試官」『中国中古政治与社会史論稿』（三秦出版社、2010所収）を參照。
- (12) 本稿の非実職官の授与記録は、『旧唐書』、『新唐書』の本紀・外国伝、『唐会要』、『冊府元龜』、『資治通鑑』、『三國史紀』、『唐大和上東征伝』から抽出した。
- (13) 奚への官爵授与で檢校の文職事官を授与されているのは梅落のみであり、他の奚出身の人物に対する羈縻州統治の認可を目的とした授与は爵位・武職事官・地方官を中心とした複合授与によって行われている。
- (14) 金彦昇（整理番号12）は新羅国王を授与されているが、『三國史記』では新羅王と記されている。金子修一氏は「唐代冊封制一斑」（金子修一『隋唐の国際秩序と東アジア』名著刊行会、2001年所収）において、金彦昇の新羅国王の号について例外的な事例であるとされている。

- (15) 大仁秀(整理番号14)も818年に檢校秘書監と銀青光祿大夫を授与され、820年に檢校司空、金紫光祿大夫に進階されている。
- (16) 兼中丞とあるので尹輔酋に授与されたのは兼御史中丞と考えられる。
- (17) 御史とあるだけなので、楊鎮龍武に授与された兼官が兼御史大夫・兼御史中丞・兼侍御史・兼殿中侍御史・兼監察御史のいずれかであるか不明である。
- (18) 他国の宿衛の人物に対しては十二衛の武官職や折衝府の官が主に授与されている。宿衛の人物に対する授与は34例確認できる。官職ごとの授与は、武職事官が13件、折衝府官が7件、所属の不明な官職の授与が8件(將軍、中郎將、鎮副、鎮將、執戟とみ記載)、文職事官が5件、爵位が1件となる。
- (19) 阿史那彌射は顯慶二年(657年)に右武衛大將軍、崑陵都護、驃騎大將軍、興昔亡可汗を授与されている。
- (20) 慕容諾曷鉢には河源郡王、青海國王、安樂州刺史、駙馬都尉が授与されている。
- (21) 文官職の員外官であるが、太僕寺は車馬の管轄を職掌とする部署であり、宿衛に任にある人物に授与されても不自然ではない。他国の宿衛の人物に対しても太僕寺の官員の員外官が授与されている(図表整理番号31、32、35、46)。
- (22) 異民族授官において員外官の地方官が授与された事例は確認できないが、唐人(化外人ではない人物)への員外官の授与を見ると、両唐書・冊府元龜の記載に173件確認され、地方官が84件、文職事官が48件、武職事官が41件授与されている。地方官の授与が最も多く、その半数以上の事例で貶官として授与されている。また、文職事官の授与では、皇族に対して従三品以上の員外の文職事官が授与される事例を多く確認できる。異民族への員外官の授与において地方官の授与は一件も見られないことから、唐人と異民族では員外官の授与において、授与された官職そのものに明確な差異が存在している点を改めて指摘することができる。
- (23) 東方に位置する高句麗に左衛大將軍員外置同正員、左領軍衛將軍員外置が授与されているが、これは突厥の勢力下から唐に來降した高拱毅と高文簡に対する授与であり、高文簡が同時に遼西郡王を授与されていることから、これらは高句麗への授与としてではなく突厥を対象としたものと考えられる。したがって、この事例も「東方・南方―文官」、「西方・北方―武官」という対応関係に符合するものとして考えられる。
- (24) 『大唐開元禮』卷九七に、

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野)

典儀設文官三品以上位於横街之南、道東（褒聖侯於三品之下）、介公・鄴公位於道西、武官三品以上於介公・鄴公之西少南、俱每等異位、重行北向、相對為首。設文官四品・五品位於懸東、六品以下於横街之南、每等異位、重行西面、北上。設諸州朝集使位、都督・刺史及三品以上、東方・南方於文官三品之東、重行北面、西上、西方・北方於武官三品之西、重行北面、東上。四品以下、皆分方位於文武官当品之下、諸州使人分方位於朝集使之下、亦如之。設諸親位於四品・五品之南（皇帝親在東、異姓親在西）。設諸方客位、三等以上東方・南方於東方朝集使之東、每國異位、重行北面、西上、西方・北方於西方朝集使之西、每國異位、重行北面、東上。四等以下、分方位於朝集使六品之下、重行、每等異位。

とある。文官三品以上の席次は東、武官三品以上の席次は西となっており、東方・南方の朝集使・刺史・都督の席次は文官三品以上の東であり、西方・北方の朝集使・刺史・都督の席次は武官三品の西となる。さらに東方・南方の蕃望（唐による外国人へのランク付け）三等以上は東方・南方の朝集使の東、西方・北方の蕃望三等以上は西方・北方の朝集使の西となっている。これらの席次に見られる、文官―東方・南方、武官―西方・北方という関係は、本稿の分析結果と符合する。

別表 1

整理番号	人名	出身国	授与された官爵	授与官爵の詳細	官爵授与の経緯	官爵授与後の経緯	元号	年代	備考	出典
1	大欽茂	渤海	柱理郡王 渤海郡王	従一品、爵	襲父位為 ※旧 詔傳内 侍段守簡任前、 為	在蕃	開元二十年	733	武莖子 高禪父	冊府元龜、卷一九六四、外臣部、封冊二 旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海 唐会要、卷九六、渤海 冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 冊府元龜、卷九六六、外臣部、襲襲
1	大欽茂	渤海	忽汗州都 督		嗣其父為	在蕃	開元二十五年	737	武莖子 嗣其父為とあるので、739年 の記事と同じ授官と考えら れる。	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、封冊三 冊府元龜、卷九六五、外臣部、襲襲
1	大欽茂	渤海	左監衛大 將軍	正三品、武職事官	嗣其父為	在蕃	開元二十五年	737	員外官 武莖子 嗣其父為とあるので、738年 の記事と同じ授官と考えら れる。	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、封冊三 册府元龜、卷九六、渤海 唐会要、卷九六、渤海 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 册府元龜、卷九六六、外臣部、襲襲
1	大欽茂	渤海	左監衛大 將軍	正三品、武職事官	襲父位為	在蕃	開元二十六年	738	高禪父	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、封冊三 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
1	大欽茂	渤海	太子詹事 賈客	正三品、文職事官	累加	在蕃	天宝中	天宝中	高禪父	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、封冊三 册府元龜、卷九六、渤海 唐会要、卷九六、渤海 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 册府元龜、卷九六六、外臣部、襲襲
1	大欽茂	渤海	特進	正二品、文散官	累加	在蕃	天宝中	天宝中	高禪父	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、封冊三 册府元龜、卷九六、渤海 唐会要、卷九六、渤海 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 册府元龜、卷九六六、外臣部、襲襲
1	大欽茂	渤海	渤海国王	正一品、爵	進封	在蕃	宝應元年	762	詔以渤海为国 高禪父	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、封冊三 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 册府元龜、卷九六六、外臣部、襲襲
1	大欽茂	渤海	檢校太尉	正二品、文職事官	累加拜	在蕃	宝應元年	762	新唐書では檢校官で、寶應元 年、762年 高禪父	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、封冊三 册府元龜、卷九六、渤海 唐会要、卷九六、渤海 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 册府元龜、卷九六六、外臣部、襲襲
1	大欽茂	渤海	司空	正一品、文職事官	累加拜	在蕃	宝應元年	762	高禪父	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、封冊三 册府元龜、卷九六、渤海 唐会要、卷九六、渤海 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 册府元龜、卷九六六、外臣部、襲襲
2	新羅使	新羅	檢校礼部 尚書	正三品、文職事官	檢校官		広徳二年	764	朝貢使への授与 人名不明	冊府元龜、卷九七六、外臣部、封冊三 三國史記、卷九、新羅本紀

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野)

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野)

3	金良相	新羅	使持節大 都督		為	在蕃	貞元元年	785	唐会要では、都督	旧唐書、卷十一、本紀、德宗上 唐会要、卷九十五、新羅
3	金良相	新羅	新羅王	正一品、爵	為	在蕃	貞元元年	785	冊府元龜では建中四年、783 年 唐会要では新羅国王	旧唐書、卷十一、本紀、德宗上 旧唐書、卷一九九上、列伝、真奘、新羅国 冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅 三國史記、卷九、新羅本紀九
3	金良相	新羅	檢校太尉	正一品、文職事官		在蕃	貞元元年	785	冊府元龜では、簡校太師 檢校官	旧唐書、卷十一、本紀、德宗上 旧唐書、卷一九九上、列伝、真奘、新羅国 冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅 三國史記、卷九、新羅本紀九
3	金良相	新羅	新羅都督		為	在蕃	貞元元年	785	鞏勝州	旧唐書、卷十一、本紀、德宗上 旧唐書、卷一九九上、列伝、真奘、新羅国 冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅
3	金良相	新羅	雞林州刺 史			在蕃	貞元元年	785	州の上・中・下が不明なため、 詳しい官品は不明 鞏勝州 冊府元龜では建中四年、783 年	旧唐書、列伝、第一四十九上、真奘、新羅国 旧唐書、卷十一、本紀、德宗上 冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅 三國史記、卷九、新羅本紀九
3	金良相	新羅	瓊海軍使			在蕃	貞元元年	785	軍使の官品は不明 冊府元龜では建中四年、783 年	旧唐書、卷十一、本紀、德宗上 旧唐書、卷一九九上、列伝、真奘、新羅国 冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅 三國史記、卷九、新羅本紀九
4	金敬信	新羅	瓊海軍使			在蕃	貞元元年	785	新羅上相	冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅 三國史記、卷九、新羅本紀九
4	金敬信	新羅	新羅王	正一品、爵		在蕃	貞元元年	785	金良相の従兄弟 旧唐書には「真其官爵」、新 唐書には「真王」のみある 唐会要では、新羅国王	冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅 冊府元龜、卷九六六、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅
4	金敬信	新羅	檢校太尉	正一品、文職事官		在蕃	貞元元年	785	金良相の従兄弟 新羅上相	冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅 冊府元龜、卷九六六、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅
4	金敬信	新羅	新羅都督			在蕃	貞元元年	785	新羅上相 鞏勝州	冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅 冊府元龜、卷九六六、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅

4	金敬信	新羅	鶏林州刺史		慶其官爵	在蕃	貞元元年	785	新羅上相 靑麻州	冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九五、新羅 冊府元龜、卷九六六、外臣部、繼襲
5	葉羅葛吳	回紇	換校尚書 右僕射	從一品、文職事官	來朝	使者への授与	貞元八年	792	換校官 本唐人呂氏、為可汗養子 使者に対する授与	新唐書、卷二一七上、回鶻上
6	尹輔齡	南詔	換校太子 僕事	正三品、文職事官	為		貞元十一年	795		冊府元龜、卷九七六、外臣部、襲異三
6	尹輔齡	南詔	兼中丞 鶏林州大 都督		持節冊命 襲	在蕃	貞元十一年 貞元十六年	795 800	兼御史中丞か 靑麻州	冊府元龜、卷九七六、外臣部、襲異三 旧唐書、卷一九九上、外臣部、封冊三 冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
7	金俊超	新羅	新羅王	正一品、爵	持節冊命 襲	在蕃	貞元十六年	800	旧唐書、本紀・冊府元龜では 新羅國王となっている (さんすいに母)東金石苑、 劉燕庭撰、末朝時代、唐懿誠 時牌では、貞元十六年	旧唐書、卷一九九上、外臣部、襲異三 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅 三國史記、卷十一、新羅本紀十
7	金俊超	新羅	換校大尉	正一品、文職事官	持節冊命 襲	在蕃	貞元十六年	800		旧唐書、卷一九九上、外臣部、襲異三 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅 三國史記、卷十一、新羅本紀十
7	金俊超	新羅	開府儀同 三司	從一品、文散官	持節冊命 襲	在蕃	貞元十六年	800	令司封郎中兼御史中丞章丹持 節冊命とするが、道中、金俊 超の計報を受け、子の立つの を認めている。官位の世襲の 有無は不明。	旧唐書、卷一九九上、外臣部、襲異三 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅 三國史記、卷十一、新羅本紀十
8	大嵩璣	渤海	渤海郡王	從一品、爵	遣内常侍段志 贖冊、為	在蕃	貞元十一年	795		旧唐書、卷一三三、本紀、德宗下 旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、封冊三 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
8	大嵩璣	渤海	忽汗州都 督		遣封	在蕃	貞元十一年	795	内常侍段志贖冊書往渤海冊贈 慶州とある	旧唐書、卷一三三、本紀、德宗下 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 册府元龜、卷九六七、外臣部、繼襲
8	大嵩璣	渤海	渤海國王	正一品、爵	遣封	在蕃	貞元十四年	798		旧唐書、卷一九九下、外臣部、封冊三 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
8	大嵩璣	渤海	換校司空	正一品、文職事官	加	在蕃	貞元十四年	798		旧唐書、卷一九九下、外臣部、封冊三 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
8	大嵩璣	渤海	兼書光祿 大夫	從三品、文散官	加	在蕃	貞元十四年	798		旧唐書、卷一四、本紀、順宗 旧唐書、卷一九九下、外臣部、封冊三 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
8	大嵩璣	渤海	換校司徒	正一品、文職事官	遣使來朝、加	在蕃	永貞元年	805	旧唐書、渤海伝では換校司空	旧唐書、卷一九九下、外臣部、封冊三 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
8	大嵩璣	渤海	金紫光祿 大夫	正三品、文散官	遣使來朝、加	在蕃	永貞元年	805		旧唐書、卷一九九下、外臣部、封冊三 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(回紇)

唐代の彌民族授官における非実職官の授官について(仮説)

8	大嵩璿	渤海	檢校大尉	正一品、文職事官	加	在蕃	元和元年	806			旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、棘婁 旧唐書、卷十四、本紀、憲宗上 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
8	大嵩鄴	渤海	右職衛大尉 持重	正三品、武職事官	有詔授	在蕃	年代不明	年代不明	最初の授官 欽茂少子		旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海 新唐書、卷二一九、北狄、渤海
9	金重熙	新羅	上柱国	正二品、勳官	為遣使册命	在蕃	貞元二年	805			旧唐書、卷十四、本紀、順宗 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 三國史記、卷十一、新羅本紀十
9	金重熙	新羅	新羅王	正一品、爵	為遣使册命	在蕃	貞元二年	805			旧唐書、卷十四、本紀、順宗 三國史記、卷十一、新羅本紀十
9	金重熙	新羅	檢校大尉	正一品、文職事官	為遣使册命	在蕃	貞元二年	805			旧唐書、卷十四、本紀、順宗 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 三國史記、卷十一、新羅本紀十
9	金重熙	新羅	新羅州刺史		為遣使册命	在蕃	貞元二年	805			旧唐書、卷十四、本紀、順宗 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 三國史記、卷十一、新羅本紀十
9	金重熙	新羅	開府儀同三司	從一品、文散官	為遣使册命	在蕃	貞元二年	805		授官前は、新羅副王	旧唐書、卷十四、本紀、順宗 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 三國史記、卷十一、新羅本紀十
9	金重熙	新羅	使持節大都督	從二品、文職事官、 地方官	為遣使册命	在蕃	貞元二年	805			旧唐書、卷十四、本紀、順宗 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 三國史記、卷十一、新羅本紀十
9	金重熙	新羅	錫林州諸軍事		為遣使册命	在蕃	貞元二年	805			旧唐書、卷十四、本紀、順宗 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 三國史記、卷十一、新羅本紀十
9	金重熙	新羅	持節兼海軍使		為遣使册命	在蕃	貞元二年	805			旧唐書、卷十四、本紀、順宗 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 三國史記、卷十一、新羅本紀十
10	梅落	奚国	梅落郡王	從一品、文職事官	身入朝	放還蕃とある ので、在蕃 曷薩州の管理	元和元年	806		旧志では、「來朝、加」 奚王落 唐会要のみ、大和元年、827 放還蕃	旧唐書、卷十四、本紀、憲宗上、元和元年 旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、奚国 册府元龜、卷九七六、外臣部、封冊三 唐会要、卷九六、奚
10	梅落	奚国	歸誠王	正一品、爵	身入朝	放還蕃とある ので、在蕃 曷薩州の管理	元和元年	806		册府元龜では、奚王落 放還蕃	旧唐書、卷十四、本紀、憲宗上、元和元年 册府元龜、卷九七六、外臣部、封冊三 旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、奚国 新唐書、卷二一九、列伝、北狄、奚国

10	梅落	奚国	饒樂府都督		身入朝	放還蕃とあるので、在蕃 靺鞨州の管理	元和元年	806	奚王 落 放還蕃	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、奚国
10	梅落	奚国	契丹光祿大夫	従三品、文散官	入朝、放還蕃	放還蕃とあるので、在蕃 靺鞨州の管理	元和元年	806	奚王 落 放還蕃	旧唐書、卷十四、本紀、憲宗上 册府元龜、卷九七六、外臣部、奚契三 册府元龜、卷九六六、外臣部、封冊三
11	大元豫	渤海	渤海国王	正一品、爵	依前	在蕃	元和四年	809	高譚男	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
11	大元豫	渤海	檢校秘書監	従三品、文職事官	遣使朝貢	在蕃	元和四年	809	高譚男	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
11	大元豫	渤海	忽汗州都督		遣使朝貢	在蕃	元和四年	809	高譚男	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
11	大元豫	渤海	契丹光祿大夫	従三品、文散官	遣使朝貢	在蕃	元和四年	809	高譚男	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
12	金彦昇	新羅	持節 兼海軍使		授兼	在蕃	元和七年	812	遣使金昌緒等來告哀	旧唐書、卷十五、本紀、憲宗下 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九五、新羅 三國史記、卷十九、新羅本紀十
12	金彦昇	新羅	新羅国王	正一品、爵	授	在蕃	元和七年	812	遣使金昌緒等來告哀 三國史記では、新羅王	旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、新羅国 旧唐書、卷十五、本紀、憲宗下 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九五、新羅 三國史記、卷十九、新羅本紀十
12	金彦昇	新羅	檢校大尉	正一品、文職事官	授	在蕃	元和七年	812	遣使金昌緒等來告哀	旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、新羅国 旧唐書、卷十五、本紀、憲宗下 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九五、新羅 三國史記、卷十九、新羅本紀十
12	金彦昇	新羅	雞林州刺史		授	在蕃	元和七年	812	遣使金昌緒等來告哀 靺鞨州 遣使金昌緒等來告哀 新羅の相	旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、新羅国 旧唐書、卷十五、本紀、憲宗下 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九五、新羅 三國史記、卷十九、新羅本紀十
12	金彦昇	新羅	開府儀同三司	従一品、文散官	授兼	在蕃	元和七年	812		旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、新羅国 旧唐書、卷十五、本紀、憲宗下 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九五、新羅 三國史記、卷十九、新羅本紀十

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野)

唐代の彌民族授官における非美職官の授与について(再論)

12	金彦昇	新羅	上柱國	正二品、勳官	授	在蕃	元和七年	812	遣使金昌南等來告哀 三國史記では、使持節大都督	旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、新羅国 旧唐書、卷十五、本紀、憲宗下冊附元龜、卷九六五、外臣部、封冊三唐会要、卷九五、新羅三國史記、卷十一、新羅本紀十	旧唐書、卷一九九上、列伝、北狄、渤海、靺鞨
12	金彦昇	新羅	使持節大都督	從二品、文職事官、地方官	授	在蕃	元和七年	812	遣使金昌南等來告哀 三國史記では、使持節大都督	旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、新羅国 旧唐書、卷十五、本紀、憲宗下冊附元龜、外臣部、封冊三唐会要、卷九五、新羅三國史記、卷十一、新羅本紀十	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨
12	金彦昇	新羅	雜外州諸軍事	授	在蕃	元和七年	812	遣使金昌南等來告哀 靺鞨州	旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、新羅国 旧唐書、卷十五、本紀、憲宗下冊附元龜、卷九六五、外臣部、封冊三唐会要、卷九五、新羅三國史記、卷十一、新羅本紀十	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨	
13	大言義	渤海	渤海國王	正二品、爵	授	在蕃	元和八年	813	元瑜弟	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨冊附元龜、卷九六七、外臣部、錄襲	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨冊附元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
13	大言義	渤海	檢校秘書監	從三品、文職事官	授	在蕃	元和八年	813	元瑜弟	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨冊附元龜、卷九六七、外臣部、錄襲	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨冊附元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
13	大言義	渤海	忽汗州都督	授	在蕃	元和八年	813	元瑜弟	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨冊附元龜、卷九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨冊附元龜、卷九六五、外臣部、封冊三	
13	大言義	渤海	銀青光祿大夫	從三品、文散官	授	在蕃	元和八年	813	元瑜弟	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨冊附元龜、卷九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨冊附元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
14	大仁秀	渤海	忽汗州都督	授	在蕃	元和十三年	818	元瑜弟	旧唐書、卷十四、本紀、憲宗下冊附元龜、卷九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、卷十四、本紀、憲宗下冊附元龜、卷九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨冊附元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
14	大仁秀	渤海	渤海國王	正一品、爵	授	在蕃	元和十三年	818	元瑜弟	旧唐書、卷十四、本紀、憲宗下冊附元龜、卷九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨冊附元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
14	大仁秀	渤海	檢校秘書監	從三品、文職事官	授	在蕃	元和十三年	818	元瑜弟	旧唐書、卷十四、本紀、憲宗下冊附元龜、卷九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨冊附元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
14	大仁秀	渤海	銀青光祿大夫	從三品、文散官	授	在蕃	元和十三年	818	元瑜弟	旧唐書、卷十四、本紀、憲宗下冊附元龜、卷九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨冊附元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
14	大仁秀	渤海	渤海都督	授	在蕃	元和十五年	820	元瑜弟	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨	

14	大仁秀	渤海	檢校司空	正一品、文職事官	遣使來朝、加	在蕃	元和十五年	820		旧唐書 卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
14	大仁秀	渤海	金紫光祿大夫	正三品、武散官	遣使來朝、加	在蕃	元和十五年	820		旧唐書 卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
15	大舞震	渤海	渤海都督	正一品、爵	為	在蕃	大和五年	831		旧唐書 卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
15	大舞震	渤海	渤海国王	正一品、爵	為	在蕃	大和五年	831		旧唐書 卷一七下、本紀、玄宗下 旧唐書 卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
15	大舞震	渤海	檢校秘書監	從三品、文職事官	為	在蕃	大和五年	831		旧唐書 卷一七下、本紀、玄宗下 旧唐書 卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
15	大舞震	渤海	督		為	在蕃	大和五年	831		旧唐書 卷一四、本紀、憲宗下 旧唐書 卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
15	大舞震	渤海	銀青光祿大夫	從三品、文散官	為	在蕃	大和五年	831		旧唐書 卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
16	金景徵	新羅	上柱国	正二品、勳官	持節冊命	在蕃	大和五年	831		旧唐書 卷一七、本紀、玄宗下 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
16	金景徵	新羅	新羅王	正一品、爵	兼持節冊命	在蕃	大和五年	831		册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 旧唐書 卷一七、本紀、玄宗下 新羅国 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅 三國史記、卷一、新羅本紀十
16	金景徵	新羅	檢校太尉	正一品、文職事官	持節冊命	在蕃	大和五年	831		旧唐書、本紀では檢校太保となっている。
16	金景徵	新羅	雞林州大都督	從二品、文職事官、地方官	持節冊命	在蕃	大和五年	831		旧唐書 卷一七、本紀、玄宗下 旧唐書 列伝、第一四九上、東夷、新羅国 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅 旧唐書 卷一七、本紀、玄宗下 旧唐書 列伝、第一四九上、東夷、新羅国 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅 三國史記、卷一、新羅本紀十
16	金景徵	新羅	開府儀同三司	從一品、文散官	持節冊命	在蕃	大和五年	831		唐会要では、大和四年、830年

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野)

唐代の羅民族授官における非実職官の授官について(阿部)

16	金景徽	新羅	雞林州諸軍事		使持節冊命	在蕃	大和五年	831			旧唐書、卷一八九上、列伝、第一四九上、東夷、新羅國 冊府元龜、外臣部、封冊三 唐会要、卷九五、新羅 三國史記、卷十一、新羅本紀十
16	金景徽	新羅	持節軍海軍使		兼持節冊命	在蕃	大和五年	831	使職のため官品不明		旧唐書、卷十七、本紀、玄宗下 旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、新羅國 冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九五、新羅 三國史記、卷十一、新羅本紀十
16	金景徽	新羅	使持節		持節冊命	在蕃	大和五年	831			旧唐書、卷十七、本紀、玄宗下 旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、新羅國 唐会要、卷九五、新羅 三國史記、卷十一、新羅本紀十
17	金慶膺	新羅	新羅王		持節冊命	在蕃	会昌元年	841			三國史記、卷十一、新羅本紀十一
17	金慶膺	新羅	檢校文尉		持節冊命	在蕃	会昌元年	841			三國史記、卷十一、新羅本紀十一
17	金慶膺	新羅	開府機同三司		持節冊命	在蕃	会昌元年	841			三國史記、卷十一、新羅本紀十一
17	金慶膺	新羅	上柱国		持節冊命	在蕃	会昌元年	841			三國史記、卷十一、新羅本紀十一
17	金慶膺	新羅	使持節大都督		持節冊命	在蕃	会昌元年	841			三國史記、卷十一、新羅本紀十一
17	金慶膺	新羅	雞林州諸軍事		持節冊命	在蕃	会昌元年	841			三國史記、卷十一、新羅本紀十一
17	金慶膺	新羅	持節充軍海軍使		持節冊命	在蕃	会昌元年	841			三國史記、卷十一、新羅本紀十一
18	囉没斯	回紇	帰義軍使		来降	入朝後、一族とともに入朝	会昌二年	842	使職のため官品なし		旧唐書、卷十八上、本紀、武宗、591 冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九八、囉没斯帰義軍使制
18	囉没斯	回紇	懷化郡王		来降 爵	入朝後、一族とともに入朝	会昌二年	842	唐会要では、会昌三年、843		旧唐書、卷十八上、本紀、武宗 冊府元龜、卷二一七下、回鶻下 唐会要、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九八、囉没斯懷化郡王制
18	囉没斯	回紇	石金吾衛大将軍 檢校工部尚書		来降 詔拜為 制降	入朝後、一族とともに入朝	会昌二年	842	檢校官 賜李氏、名囉没斯曰思忠		旧唐書、卷十八上、本紀、武宗 新唐書、卷二一七下、回鶻下 册府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三

19	愛邪勿	回紇	右領軍大 學塞那公	正三品、武職事官	為		啗沒斯と共に 行動か	会昌二年	842	賜李氏、名愛邪勿曰弘順	新唐書、卷二一七下、回鶻下
19	愛邪勿	回紇	學塞那公	從一品、爵	拜		啗沒斯と共に 行動か	会昌二年	842	賜李氏、名愛邪勿曰弘順	新唐書、卷二一七下、回鶻下
19	愛邪勿	回紇	檢校右散 騎常侍	正三品、文職事官	為		啗沒斯と共に 行動か	会昌二年	842	檢校官 賜李氏、名愛邪勿曰弘順	旧唐書、卷十八上、本紀、武宗
19	愛邪勿	回紇	攝養副軍 使				啗沒斯と共に 行動か	会昌二年	842	使職のため官品なし 旧唐書、本紀では人名が受邪 勿となっている。 賜李氏、名愛邪勿曰弘順	旧唐書、卷十八上、本紀、武宗
20	大凌兒	渤海	渤海國王 檢校殿書 監	正一品、爵			在蕃	大中十二年	858		旧唐書、卷十八下、本紀、宣宗
20	大凌兒	渤海	忽汗州都 督	從三品、文職事官			在蕃	大中十二年	858	賜蔡州	旧唐書、卷十八下、本紀、宣宗
20	大凌兒	渤海	銀青光祿 大夫	從三品、文散官			在蕃	大中十二年	858		旧唐書、卷十八下、本紀、宣宗
21	金膺廉	新羅	新羅王	正一品、爵	持節冊命		在蕃	咸通六年	865		三國史記、卷十一、新羅本紀十一
21	金膺廉	新羅	檢校大尉	正二品、文職事官	持節冊命		在蕃	咸通六年	865		三國史記、卷十一、新羅本紀十一
21	金膺廉	新羅	開府儀同 三司	從一品、文散官	持節冊命		在蕃	咸通六年	865		三國史記、卷十一、新羅本紀十一
21	金膺廉	新羅	上柱國 使持節大 都督	正二品、勳官	持節冊命		在蕃	咸通六年	865		三國史記、卷十一、新羅本紀十一
21	金膺廉	新羅	使持節大 都督	從二品、文職事官、 地方官	持節冊命		在蕃	咸通六年	865		三國史記、卷十一、新羅本紀十一
21	金膺廉	新羅	雞林州諸 軍事		持節冊命		在蕃	咸通六年	865		三國史記、卷十一、新羅本紀十一
22	金旻	新羅	新羅王	正二品、爵	持節冊命		在蕃	乾符五年	878		三國史記、卷十一、新羅本紀十一
22	金旻	新羅	檢校大尉	正一品、文職事官	持節冊命		在蕃	乾符五年	878		三國史記、卷十一、新羅本紀十一
22	金旻	新羅	開府儀同 三司	從一品、文散官	持節冊命		在蕃	乾符五年	878		三國史記、卷十一、新羅本紀十一
22	金旻	新羅	雞林州諸 軍事		持節冊命		在蕃	乾符五年	878		三國史記、卷十一、新羅本紀十一
22	金旻	新羅	使持節大 都督		持節冊命		在蕃	乾符五年	878		三國史記、卷十一、新羅本紀十一

別表 2

整理番号	人名	出身国	授与されたる官爵	授与官爵の詳細	官爵授与の経緯	官爵授与後の経緯	元号	年代	備考	出典
1	婆彌	文單国	試殿中監	従三品、分職事官	不明	不明	大暦六年	771	文單国王冊府元龜では、文單副王となっている 宋朝	旧唐書、卷二十一、本紀、代宗李豫、大暦六年 新唐書、卷二十二下、南蠻下、真臘 冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
1	婆彌	文單国	開府儀同三司	従一品、文散官	可	不明	大暦六年	771	文單国王冊府元龜では、文單副王となっている 宋朝	旧唐書、卷十一、本紀、代宗李豫、大暦六年 新唐書、卷二十二下、南蠻下、真臘 冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
2	湯厥	東女国	銀青光祿大夫	従三品、文散官	不明	不明	貞元九年	793		旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 唐会要、卷九十九、東女国
2	湯厥	東女国	試太府少卿	従三品、文職事官	試	不明	貞元九年	793	試太府卿	旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 唐会要、卷九十九、東女国
3	湯佛庭	東女国	銀青光祿大夫	従三品、文散官	授	不明	貞元九年	793		旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 唐会要、卷九十九、東女国
3	湯佛庭	東女国	試太僕卿	従三品、文職事官	試	不明	貞元九年	793	試太僕卿	旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 唐会要、卷九十九、東女国
4	美玉鉢	東女国	銀青光祿大夫	従三品、文散官	授	不明	貞元九年	793		旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 唐会要、卷九十九、東女国
4	美玉鉢	東女国	試太僕卿	従三品、文職事官	試	不明	貞元九年	793	試太僕卿	旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 唐会要、卷九十九、東女国
5	南郎唐	東女国	銀青光祿大夫	従三品、文散官	授	不明	貞元九年	793		旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 唐会要、卷九十九、東女国
5	南郎唐	東女国	試太僕卿	従三品、文職事官	試	不明	貞元九年	793	試太僕卿	旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 唐会要、卷九十九、東女国
6	鄧吉知	通租国	試太府少卿	従四品上、文職事官	試	不明	貞元九年	793	通租国王弟 試太府少卿	旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 唐会要、卷九十九、東女国
6	鄧吉知	通租国	丹州長史		兼	不明	貞元九年	793	通租国王弟 宋朝 内地歸化州	旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 唐会要、卷九十九、東女国

7	薛尚悉曇	南水国	試少府少監	從四品下、文職事官	試	不明	貞元九年	798	試少府少監 來朝	旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 册会要、卷九十九、東女国
7	薛尚悉曇	南水国	鄜州長史		兼	不明	貞元九年	798	南水国王姪 内地屬鄜州 來朝	旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 册会要、卷九十九、東女国
8	薛莫庭	南水国	試太僕卿	從三品、文職事官	試	不明	貞元九年	798	試太僕卿	唐会要、卷九十九、東女国 旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 册会要、卷九十九、東女国
8	薛莫庭	南水国	銀青光祿大夫	從三品、文散官	授	不明	貞元九年	798		旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 册会要、卷九十九、東女国
9	蘇旌頰	清遠国	銀青光祿大夫	從三品、文散官	授	不明	貞元九年	798		旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 册会要、卷九十九、東女国
9	蘇旌頰	清遠国	試衛尉卿	從三品、文職事官	試	不明	貞元九年	798	試衛尉卿	唐会要、卷九十九、東女国 旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 册会要、卷九十九、東女国
10	湯思贊	悉黨国	銀青光祿大夫	從三品、文散官	授	不明	貞元九年	798	唐会要では湯悉贊	旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 册会要、卷九十九、東女国
10	湯思贊	悉黨国	試太僕卿	從三品、文職事官	試	不明	貞元九年	798	試太僕卿 唐会要では湯悉贊	旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 唐会要、卷九十九、東女国
11	蕭鏡蓬	咄囉国	銀青光祿大夫	從三品、文散官	授	不明	貞元九年	798		旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 唐会要、卷九十九、東女国
11	蕭鏡蓬	咄囉国	試太僕卿	從三品、文職事官	試	不明	貞元九年	798	試太僕卿	旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国 唐会要、卷九十九、東女国
12	段南羅	雲南	試太子詹事	正三品、文職事官	試	在蕃	貞元十年	794	雲南來朝使	册行元龜、卷九七五、外臣部、褒異三
12	段南羅	雲南	兼御史中丞	正五品上、文職事官	兼	在蕃	貞元十年	794	雲南來朝使	册行元龜、卷九七五、外臣部、褒異三
13	悉利移	驃国	試太僕卿	從三品、文職事官	試	不明	貞元十八年	802	驃国王子	旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、驃国 册行元龜、卷九七六、外臣部、褒異三
14	楊莫羅武	南詔	試太僕少卿	從四品上、文職事官	試	不明	貞元十九年	803	南詔朝貢使 使者に対する授官 貞元14年 册行元龜では、楊莫龍	唐会要、卷九十九、南詔蠻 旧唐書、卷一九七、南蛮、西南蠻、南詔蠻 册行元龜、卷九七六、外臣部、褒異三

唐代の異民族授官における非実職官の授与について（河野）

唐代の彌民族授官における非実職官の授与について(再論)

15	金瓶忠	新羅	試校書監	従二品、文職事官	試	在唐	元和元年	806	宿衛	冊府元龜、卷九七六、外臣部、糞異三 新羅王子 三國史記、卷二十八、百濟本紀、六
16	金洵	新羅	試光祿少卿	正四品上階、文職事官	為、試	在唐	元和七年	812	前職は、試尚書少卿 新羅王子	冊府元龜、卷九七六、外臣部、糞異三
17	金允夫	新羅	試光祿卿	正四品上階、文職事官	為、試	在唐	年代不明	年代不明	新羅王子 開成元年在職 冊府元龜、卷九九九、外臣部、請求で、宝曆元年に入宿衛の請願	冊府元龜、卷九七四、外臣部、糞異三
18	尹輔倫	南詔	檢校太子詹事	正三品、文職事官	為	在蕃	貞元十一年	796	使者に対する授与	冊府元龜、卷九七六、外臣部、糞異三
18	尹輔倫	南詔	兼中丞			在蕃	貞元十一年	796	兼御史中丞か	冊府元龜、卷九七六、外臣部、糞異三

別表 3

整理番号	人名	出身国	授与された官爵	授与官爵の詳細	官爵授与の経緯	官爵授与後の経緯	元号	年代	備考	出典
1	扶餘隆	百濟	司稼卿	従三品、文職事官	授	在唐 令册本蕃とあるの、後に在蕃	顯慶五年	660	降伏後の授与	新唐書、卷二十一、東夷、百濟三國史記、卷二八、百濟本紀、六 唐代墓誌彙編、永淳 024
1	扶餘隆	百濟	大常員外卿	正三品、文職事官	尋册京師、拜	在蕃 令册本蕃とあるの、後に在蕃	龍朔二年	662	員外官 降伏後の授与	旧唐書、卷一九九上、列伝、東夷、百濟国 唐代墓誌彙編、永淳 024
1	扶餘隆	百濟	带方郡王	従一品、爵	尋册京師、拜	在蕃 令册本蕃とあるの、後に在蕃	儀鳳二年	677	降伏後の授与	旧唐書、卷一九九上、列伝、東夷、百濟国 冊府元龜、卷九七六、外臣部、糞異三 三國史記、卷二八、百濟本紀、六 唐代墓誌彙編、永淳 024
1	扶餘隆	百濟	熊津都督		尋册京師、拜	在蕃 令册本蕃とあるの、後に在蕃	儀鳳二年	677	降伏後の授与	旧唐書、卷一九九上、列伝、東夷、百濟国 三國史記、卷二八、百濟本紀、六 唐代墓誌彙編、永淳 024
1	扶餘隆	百濟	光祿大夫	従二品、文散官	尋册京師、拜	在蕃 令册本蕃とあるの、後に在蕃	儀鳳二年	677	降伏後の授与	旧唐書、卷一九九上、列伝、東夷、百濟国 唐代墓誌彙編、永淳 024
1	扶餘隆	百濟	輔国大將	正二品、武散官	贈	死後の贈官	永淳元年	682	死後の贈官	芒洛冢墓誌文四編、唐、扶餘隆墓誌 唐代墓誌彙編、永淳 024
2	金仁問	新羅	左領軍衛將軍	正三品、武職事官	特、授	在唐	永徽二年	651	宿衛	三國史記、卷四四、列伝四、金仁問

2	金仁問	新羅	右驍衛大將軍	正三品、武職事官	加授	在唐	乾封元年	666	高宗の封禅に伴う授与	三國史記、卷四四、列伝四、金仁問
2	金仁問	新羅	右驍衛大將軍 右驍衛員外大將軍	正三品、武職事官		後に一時帰国も在唐	咸亨五年以前	咸亨五年以前	新羅王授与以前 三國史記、列伝では674年	新唐書、卷二〇、列伝、東夷、新羅國 三國史記、卷六、新羅本紀六 三國史記、卷四四、列伝四、金仁問
2	金仁問	新羅	新羅王	正一品、爵		後に一時帰国も在唐	咸亨五年、上貞元年	674	法敏に対する制裁として、仁問に新羅王が与えられている	新唐書、卷二〇、列伝、東夷、新羅國 冊府元龜、卷九八、外臣部、臣封五 唐会要、卷九十五、新羅 三國史記、卷六、新羅本紀六
2	金仁問	新羅	臨海郡公	従一品、爵		後に一時帰国も在唐	咸亨五年、上貞元年	674	外交官として、幾度も唐と新羅を任復 三國史記では、新羅王授与以前、法敏の復辟後に再度、海部公を授与されている	三國史記、卷二〇、列伝、東夷、新羅國 三國史記、卷七、新羅本紀
2	金仁問	新羅	右武散衛大將軍	正三品、武職事官		在唐	調露元年	679		三國史記、卷四四、列伝四、金仁問
2	金仁問	新羅	武軍大將軍	従二品、武散官	転	在唐	調露元年	679		三國史記、卷四四、列伝四、金仁問
2	金仁問	新羅	左羽林軍將軍	正三品、武職事官		在唐	載初元年	690		三國史記、卷四四、列伝四、金仁問
2	金仁問	新羅	臨海郡副司馬	正二品、爵		在唐	載初元年	690		三國史記、卷四四、列伝四、金仁問
2	金仁問	新羅	輔國大將軍	正二品、武散官		在唐	載初元年	690		三國史記、卷四四、列伝四、金仁問
2	金仁問	新羅	上柱國	正二品、散官	在唐	在唐	載初元年	690		三國史記、卷四四、列伝四、金仁問
3	阿史那元慶	突厥	左驍衛副都尉	正四品下、武職事官	攝授		垂拱初以前	685	攝射の子	旧唐書、列伝、卷九四下、突厥下、阿史那攝射
3	阿史那元慶	突厥	左玉鈞衛將軍	従三品、武職事官	送禮、為		垂拱初	685	攝射の子	旧唐書、卷一九四下、突厥伝、阿史那攝射
3	阿史那元慶	突厥	萬歲監		為		垂拱初	685	攝射の子	旧唐書、卷一九四下、突厥伝、阿史那攝射
3	阿史那元慶	突厥	歸國大將軍	正二品、武散官	累拜		垂拱初	685	阿史那攝射の脈を継ぐにあつた	新唐書、卷二一五下、突厥伝、阿史那攝射
3	阿史那元慶	突厥	興昔亡可汗		襲		垂拱初	685	攝射の子 可汗号	旧唐書、卷一九四下、突厥伝、阿史那攝射
3	阿史那元慶	突厥	左衛員外大將軍	正三品、武職事官	尋進授		垂拱初	685	阿史那攝射の脈を継ぐにあつた の加授 新唐書では左衛衛大將軍 長壽二年三月己卯の死去時まで在職 新唐書、卷四、則天順聖武皇后紀では員外	旧唐書、卷一九四下、突厥伝、阿史那攝射 新唐書、卷四、則天順聖武皇后紀 新唐書、卷七六、高宗則天皇帝皇后伝

唐代の彌民族授官における非実職官の授け方について(再論)

4	欽臂	東女	左玉鈔衛 員外將軍	從三品、武職事官	使大臣來請官 號	在蕃	垂拱二年	686	員外官 通大臣、來請官號 新唐書では、顯慶初	旧唐書、卷一九七、列伝、南蛮、東女国 新唐書、卷二二一上、列伝、西域上、東女 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 唐会要、卷九十九、列伝、西戎、吐谷渾 新唐書、卷二二一上、列伝、西域、吐谷渾 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二
5	慕容暄超	吐谷渾	左豹騎員 外大將軍	正三品、武職事官		在唐	聖曆三年	700	員外官 冊府元龜では暄超 新唐書 製入、烏地也拔勤豆可汗とあ る	旧唐書、卷一九九、列伝、西戎、吐谷渾 新唐書、卷二二一上、列伝、西域、吐谷渾 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二
6	阿史那默 啜	突厥	帰国公	從一品、爵	俄遣使來朝	人朝後に遣使 とあるので、 在蕃と考えら れる	長壽二年	693	冊府元龜では、696年	旧唐書、卷一九十四上、突厥上、默啜 新唐書、卷二一五上、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六十四、外臣部、封冊二
6	阿史那默 啜	突厥	左衛大將 軍	正三品、武職事官	俄遣使來朝	人朝後に遣使 とあるので、 在蕃と考えら れる	長壽二年	693	冊府元龜では、696年	旧唐書、卷一九十四上、突厥上、默啜 新唐書、卷二一五上、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六十四、外臣部、封冊二
6	阿史那默 啜	突厥	驍騎大將 軍	從一品、武散官	授		萬歲通天元 年	696		冊府元龜、卷九六十四、外臣部、封冊二
6	阿史那默 啜	突厥	特進	正二品、文散官	詔知徵持所冊	人朝後に遣使 とあるので、 在蕃と考えら れる	萬歲通天元 年	696		旧唐書、卷一九十四上、突厥上、默啜 新唐書、卷二一五上、突厥上、默啜 新唐書、卷二一五上、突厥上、默啜
6	阿史那默 啜	突厥	邏蕃可汗				萬歲通天元 年	696	可汗号の授与	冊府元龜、卷九六十四、外臣部、封冊二
6	阿史那默 啜	突厥	右驍員外 大將軍	正三品、武職事官	來朝	不明	景雲二年	711	員外官 楊茂安持物を派遣しての授官	旧唐書、卷一九十四上、突厥上、默啜
7	大祚榮	渤海	渤海郡王	從一品、爵		後に「毎年朝 貢」とあるの で在蕃	開元元年	713	冊府元龜、封冊では、714年	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、 新唐書、卷二一九、列伝、北狄、渤海、 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 冊府元龜、卷九六六、外臣部、雜襲
7	大祚榮	渤海	左驍衛員 外大將軍	正三品、武職事官	遣郎将崔斯汪 冊拜	後に「毎年朝 貢」とあるの で在蕃	開元元年	713		旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、 新唐書、卷二一九、列伝、北狄、渤海、 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二
7	大祚榮	渤海	忽汗州都 督		加授	後に「毎年朝 貢」とあるの で在蕃	開元元年	713	麟州州のため官品なし	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、 新唐書、卷二一九、列伝、北狄、渤海、 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二
7	大祚榮	曷鶻渤海	特進	正二品、文散官	卒贈	在蕃	開元七年	719	死後の贈官	冊府元龜、卷九七四、外臣部、襲異一
8	李楷洛	契丹	戴國公		封		開元初			舊唐書、卷一〇〇、李光弼伝 新唐書、卷一三六、李光弼伝

8	李楷洛	契丹	左羽林侍 軍府正	従一品、武職事官			開元初					舊唐書、卷一〇、李光弼伝 新唐書、卷一三六、李光弼伝 舊唐書、卷百十、李光弼伝
8	李楷洛	契丹	朔方節度 副使				開元初					新唐書、卷一三六、李光弼伝 舊唐書、卷百十、李光弼伝
8	李楷洛	契丹	郎將	正五品上、武職事官	授	放還蕃とある ので、在蕃	開元十年	722	どこかの郎将か不明 契丹大首領			冊府元龜、卷九七五、外臣部、贊異二 新唐書、卷一三六、李光弼伝
8	李楷洛	契丹	營州都督		贈		年代不明	年代不明	死後の贈官			新唐書、卷一三六、李光弼伝
8	李楷洛	契丹	左驍衛將 軍	従三品、武職事官			不明	不明	延和元年に在職			舊唐書、卷一九九下、奚 新唐書、卷二一九、北狄、契丹 新唐書、卷二一九、北狄、契丹 冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
8	李楷洛	契丹	松濼都督		代		天寶四年	745	契丹大首領 冊府元龜では天寶五年 新唐書では「楷洛」、冊府元 龜、封冊では「楷羅」 新唐書では「楷羅」			新唐書、卷一九九下、北狄、契丹 冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 新唐書、卷二一九、北狄、契丹 新唐書、卷二一九、北狄、契丹
8	李楷洛	契丹	燕仁王	正一品、爵	更封、為	在蕃 曷羅州の管理	天寶四年	745	契丹大首領 冊府元龜では天寶五年 新唐書では「楷洛」、冊府元 龜、封冊では「楷羅」 新唐書では「楷羅」			新唐書、卷一九九下、北狄、契丹 冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 新唐書、卷二一九、北狄、契丹 新唐書、卷二一九、北狄、契丹
9	火拔誥利 發	突厥	燕王郡王	従一品、爵	攜妻子來奔 拜	不明	開元二年	714	曷羅州の管理			舊唐書、卷二一九上、突厥上、默啜 新唐書、卷二一九上、突厥上、默啜
9	火拔誥利 發	突厥	左衛員外 大將軍	正三品、武職事官	攜妻子來奔 册授 新唐書では、 拜	不明	開元二年	714	曷羅州の管理			舊唐書、卷二一九上、突厥上、默啜 新唐書、卷二一九上、突厥上、默啜
10	慕容道奴	吐谷渾	雲中郡開 國公	従一品、爵			開元三年	715	曷羅州の管理			新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二
10	慕容道奴	吐谷渾	左衛員外 將軍同正	正三品、武職事官			開元三年	715	曷羅州の管理			新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二
10	慕容道奴	吐谷渾	刺史				開元三年	715	曷羅州の管理			新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二
11	支御昆	突厥	軍衛大將 軍員外置	正三品、武職事官		在蕃	開元三年	715	曷羅州の管理			新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二
12	狄跋思秦	突厥	樓煩郡公	従一品、爵	封		開元三年	715	曷羅州の管理			新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 新唐書、卷二一九上列伝、突厥上、默啜 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野)

唐代の彌民族授官における非実職官の授与について(仮説)

12	狄狄思秦	突厥	右衛門外 大將軍	正三品、武職事官	來降 為 行	在唐	開元三年	715	員外官 冊附元龜、 重員外龜	襄異では右衛門大將	旧唐書、卷一九四上、突厥上、黠戛 冊附元龜、卷九七四、外臣部、襄異一
12	狄狄思秦	突厥	狄狄都督		來降 為	在唐	開元三年	715	曩曩州		旧唐書、卷一九四上、突厥上、黠戛 冊附元龜、卷九七四、外臣部、襄異一
12	狄狄思秦	突厥	特進	正三品、文散官	來降 為	在唐	開元三年	715			旧唐書、卷一九四上、突厥上、黠戛 冊附元龜、卷九七四、外臣部、襄異一
13	曷屈胡干	突厥	隴山郡公	從一品、爵	封	「曷毛」とあり 邸宅を授与 されている	開元三年	715			新唐書、卷二一五上、突厥上、黠戛 冊附元龜、卷九六四、外臣部、封冊二
13	曷屈胡干	突厥	左驍衛大 將軍員外 驩	正三品、武職事官	可	「曷毛」とあり 邸宅を授与 されている	開元三年	715	員外官		新唐書、卷二一五上、突厥上、黠戛 冊附元龜、卷九六四、外臣部、封冊二
13	曷屈胡干	突厥	刺史			「曷毛」とあり 邸宅を授与 されている	開元三年	715	どこかの刺史か不明		新唐書、卷二一五上、突厥上、黠戛 冊附元龜、卷九六四、外臣部、封冊二
14	伏帝匭	回紇	渤海都督			不明	開元三年	715	黠戛討伐の翌年の授与		新唐書、卷二一七上、回鶻上
14	伏帝匭	回紇	特進	正二品、文散官	卒贈	不明	開元七年	719	死後の贈官 既職に、河西経略副使・赤水 軍使・左金吾衛大將軍員外驩 同正員		冊附元龜、卷九七四、外臣部、襄異一 唐会要、卷九八、回紇
14	伏帝匭	回紇	左金吾衛 大將軍員 外驩同正 員	正三品、武職事官			年代不明	年代不明	既職、開元七年以前		冊附元龜、卷九七四、外臣部、襄異一
14	伏帝匭	回紇	河西経略 副使		為	不明	年代不明	年代不明	兼 使職のため、官品なし		唐会要、卷九八、回紇
14	伏帝匭	回紇	赤水軍使		為	不明	年代不明	年代不明			唐会要、卷九八、回紇
15	李大輔	突厥	曩曩州都 督		使、降	在蕃 曩曩州の管理	開元三年	715	曩曩州		旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹 新唐書、卷二一九、北狄、突厥 唐会要、卷九六、奚
15	李大輔	突厥	曩曩郡王	從一品、爵	使、降	在蕃 曩曩州の管理	開元三年	715	唐会要では、開元五年、717 年 新唐書、冊附元龜、外臣部、 封冊では開元四年		旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹 新唐書、卷二一九、北狄、突厥 唐会要、卷九六、奚
15	李大輔	突厥	左金吾員 外大將軍	正三品、武職事官	使、降	在蕃 曩曩州の管理	開元三年	715	唐会要では、開元五年、717 年 唐会要、卷九六、奚		旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹 新唐書、卷二一九、北狄、突厥 唐会要、卷九六、奚

15	李六輔	突国	右金吾衛 大侍軍	正三品、武職事官	行		開元四年	716	開元六年時に在職 冊付元龜は一貫して古屯衛大 將軍となっている	冊付元龜、卷九八六、外臣部、征討 冊付元龜、卷九八四、外臣部、封冊二
16	高拱毅	高麗	平城郡開 国公	従一品、爵	来貢	在蕃	開元三年	715	高麗大酋 新志では景雲中	新唐書、卷二一五上列伝、突厥上、默啜 冊付元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 冊付元龜、卷九七四、外臣部、襲異一
16	高拱毅	高麗	左領軍衛 將軍員外 置	正三品、武職事官	可 来降	在蕃	開元三年	715	員外置 冊付元龜、襲異では景龍三年 新志では景雲中	新唐書、卷二一五上列伝、突厥上、默啜 冊付元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 冊付元龜、卷九七四、外臣部、襲異一
16	高拱毅	高麗	刺史		蕉 来降	在蕃	開元三年	715	どこの刺史か不明 高麗大酋 新志では景雲中	新唐書、卷二一五上列伝、突厥上、默啜 冊付元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 冊付元龜、卷九七四、外臣部、襲異一
17	高文簡	高麗	遼西郡正	従一品、爵	来降	在蕃	開元三年	715		旧唐書、卷一九四上列伝、突厥上、默啜 新唐書、卷二一五上、突厥上、默啜 冊付元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 冊付元龜、卷九七四、外臣部、襲異一
17	高文簡	高麗	左衛員外 大將軍員 外置同正 員	正三品、武職事官	来降	在蕃	開元三年	715	員外置 冊付元龜、襲異では員外では ないが封冊では員外となっ ている。	旧唐書、卷一九四上列伝、突厥上、默啜 新唐書、卷二一五上列伝、突厥上、默啜 冊付元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 冊付元龜、卷九七四、外臣部、襲異一
18	阿史那忠 孝	突厥	左領軍衛 員外將軍	正三品、武職事官	授	在唐	開元六年	718	听子 員外官 亡母	新唐書、卷二一五下、突厥下、西突厥、阿史那 彌射
19	婆固	契丹	松漢郡王	従一品、爵	襲封	兄を継いでい るので、在蕃 か	開元六年	718	李失活弟	旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹 冊付元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 冊付元龜、卷九六七、外臣部、襲異 唐会要、卷九六、契丹
19	婆固	契丹	左金吾衛 大將軍員 外置同正 員	正三品、武職事官		兄を継いでい るので、在蕃 か	開元六年	718	李失活弟	旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹、契丹、封冊二 冊付元龜、卷九六四、外臣部、襲異 唐会要、卷九六、契丹
19	婆固	契丹	静斬軍經 備大使			兄を継いでい るので、在蕃 か	開元六年	718	伊曠のため官品なし 李失活弟	旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹、契丹、封冊二 冊付元龜、卷九六四、外臣部、襲異 冊付元龜、卷九六七、外臣部、襲異 唐会要、卷九六、契丹

唐代の異民族授官における非実職官の授与について（河野）

唐代の彌民族授官における非美醜官の授け方について(仮題)

20	大述芸	髡髻渤海	懷化大尉	正三品、武散官	授	留宿宮 在唐	開元六年	718	采朝 留宿宮 在唐 大采采男	冊府元龜、卷九七四、外臣部、贊異一
20	大述芸	髡髻渤海	左衛大將軍 外大將軍 軍員外置	正三品、武職事官	行	留宿宮 在唐	開元六年	718	采朝 留宿宮 在唐 大采采男 冊府元龜、 卷九七四、 外臣部、 贊異一	冊府元龜、卷九七四、外臣部、贊異一
21	大武芸	渤海	左監衛員 外大將軍	正三品、武職事官	万冊立其嫡子、 為	在蕃	開元七年	719	冊府元龜、 卷九七四、 外臣部、 贊異一	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、髡髻 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二
21	大武芸	渤海	忽汗州都 督		万冊立其嫡子、 為	在蕃	開元七年	719	冊府元龜、 卷九六四、 外臣部、 都督もある	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、髡髻 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 冊府元龜、卷九六七、外臣部、 冊府元龜、 卷九六七、 外臣部、 封冊二
21	大武芸	渤海	渤海郡王	従一品、爵	万冊立其嫡子、 為	在蕃	開元七年	719	冊府元龜、 卷九六四、 外臣部、 封冊二	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 冊府元龜、卷九六七、外臣部、 冊府元龜、 卷九六七、 外臣部、 封冊二
21	大武芸	渤海	桂婁郡王	従一品、爵		在蕃	不明	不明	新采を継いだ時点で桂婁郡王 とある	冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 冊府元龜、卷九六七、外臣部、 冊府元龜、 卷九六七、 外臣部、 封冊二
22	鬱于	契丹	松漠郡王	従一品、爵	入朝請婚、封、 為	在蕃	開元十年	722	新誌では、「遣使者謝罪」 人朝後、還蕃	旧唐書、卷八、本紀、玄宗 旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹 新唐書、卷一九九、北狄、契丹 冊府元龜、卷九七五、外臣部、 冊府元龜、 卷九六四、 外臣部、 封冊二
22	鬱于	契丹	解斬軍経 略大使		入朝請婚、授	在蕃	開元十年	722	使職のため官品なし 人朝後、還蕃	旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹 唐会要、卷九六、契丹
22	鬱于	契丹	正三品、武職事官		入朝請婚、授	在蕃	開元十年	722	使職のため官品なし 人朝後、還蕃	旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹 唐会要、卷九六、契丹
23	李魯蘇	奚国	保塞軍経 略大使		入朝、詔令襲 其兄	在蕃	開元十年	722	使職のため官品なし 員外	旧唐書、卷八、本紀、玄宗 新唐書、卷一九九、北狄、奚国 冊府元龜、卷九六四、外臣部、 冊府元龜、 卷九七五、 外臣部、 封冊二
23	李魯蘇	奚国	歸柔郡王	従一品、爵	入朝、詔令襲 其兄	在蕃	開元十年	722	使職のため官品なし 員外	旧唐書、卷一九九下、北狄、奚国 新唐書、卷八、本紀、玄宗 新唐書、卷一九九、北狄、奚国 冊府元龜、卷九六四、外臣部、 冊府元龜、 卷九七五、 外臣部、 封冊二

23	李魯蘇	奚国	右金吾員外大將軍	正三品、武職事官	入朝、詔命襲其兄	在蕃	開元十年	722	唐会要では、左金吾員外大將軍、員外官	旧唐書、卷一九九下、北狄、奚国 唐会要、卷九十六、外臣部、雜襲 旧唐書、卷一九九下、北狄、奚国 新唐書、卷二一九、北狄、奚国
23	李魯蘇	奚国	右羽林軍 員外將軍	從三品、武職事官	改封、為授	在蕃	開元十四年	726	新誌では蕃誠郡王で717年冊封元龜では改封冊、前職は麗梁郡王	旧唐書、卷一九九下、北狄、奚国 旧唐書、卷八、本紀八、玄宗上 新唐書、卷二一九、北狄、奚国 册封元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 册封元龜、卷九六七、外臣部、雜襲 唐会要、卷九六、奚
23	李魯蘇	奚国	奉誠王	正一品、爵	改封、為	在蕃	開元十四年	726		旧唐書、卷一九九下、北狄、奚国 册封元龜、卷九六七、外臣部、雜襲 唐会要、卷九六、奚
24	吐于	契丹	松漢郡王	從一品、爵	襲兄官爵	在蕃	開元十一年	723		旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹 册封元龜、卷九六七、外臣部、雜襲
24	吐于	契丹	靜貳軍經略大使		襲兄官爵	在蕃	開元十一年	723		旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹 册封元龜、卷九六七、外臣部、雜襲
24	吐于	契丹	左金吾衛員外大將軍	正三品、武職事官	襲兄官爵	在蕃	開元十一年	723		旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹 册封元龜、卷九六七、外臣部、雜襲
25	邵固	契丹	靜貳軍經略大使		拜	放還蕃とあるので、在蕃	開元十三年	725	使職のため官品なし	旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹
25	邵固	契丹	広化郡王	從一品、爵	改封	放還蕃とあるので、在蕃	開元十三年	725	還蕃	旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹 新唐書、卷二一九、北狄、契丹 唐会要、卷九十六、契丹 册封元龜、卷九六七、外臣部、雜襲
25	邵固	契丹	左羽林軍員外大將軍	正三品、武職事官	拜	放還蕃とあるので、在蕃	開元十三年	725	還蕃 員外官	旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹 新唐書、卷二一九、北狄、契丹 唐会要、卷九十六、契丹
25	邵固	契丹	郎將	正五品上、武職事官	授	放還蕃とあるので、在蕃	開元十四年	726	遣其臣、來朝使者への授官別人の可能性あり どこの郎將か不明	册封元龜、卷九七五、外臣部、襲異二
25	邵固	契丹	曠化王	正一品、爵	為	放還蕃とあるので、在蕃	開元十四年	726	改封冊、前職は松漢郡王	册封元龜、卷九六四、外臣部、封冊二
26	大昌勃價	渤海	左威衛員外將軍	從三品、武職事官	從	留宿衛とあるので、在唐	開元十三年	725	來朝員外官留宿衛 渤海王大武藝嫡子	册封元龜、卷九七五、外臣部、襲異二
27	大都利行	渤海	桂婁郡王	從一品、爵	為	不明	開元八年	720	冊大武藝嫡子	册封元龜、卷九六四、外臣部、封冊二

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野)

唐代の彌陀族授官における非実體官の授けについて(仮説)

27	大都利行	渤海靺鞨	左武衛大將軍兼外置	正三品、武職事官	授	留宿衛とあるので、在唐	開元十四年	726	采朝 員外置とある 留宿衛	冊府元龜、卷九七五、外臣部、糞異二
27	大都利行	渤海	鴻臚卿	從三品、文職事官	卒贈	在唐	開元十六年	728	渤海王子 留宿衛 死後の贈官	冊府元龜、卷九七五、外臣部、糞異二
27	大都利行	渤海	特進	正二品、文散官	卒贈	在唐	開元十六年	728	留宿衛 渤海王子 死後の贈官	冊府元龜、卷九七五、外臣部、糞異二
28	屬固家	契丹	右領軍衛員外大將軍	正三品、武職事官	進位	放還蕃とあるので、在蕃	開元十四年	726	員外官 放還蕃 契丹縣令	冊府元龜、卷九七五、外臣部、糞異二
29	李綴	奚国	右武衛員外大將軍	正三品、武職事官	進位	放還蕃とあるので、在蕃	開元十四年	726	員外官 放還蕃	冊府元龜、卷九七五、外臣部、糞異二
29	李綴	奚国	郎將	正五品上、武職事官	授	放還蕃とあるので、在蕃	開元十四年	726	采朝 とこの郎將か不明 放還蕃	冊府元龜、卷九七五、外臣部、糞異二
30	阿摩支知	于闐国	右武衛大將軍兼外置同正員	正三品、武職事官	封	在蕃	開元十六年	728	員外置同正員 放還蕃	冊府元龜、卷九七四、外臣部、封冊二
31	金志滿	新羅	大僕卿員外置	從三品、文職事官	授	留宿衛とあるので、在唐	開元十八年	730	員外置とある。 留宿衛 新羅國王念興光姪	冊府元龜、卷九七五、外臣部、糞異二 三國史記、卷八、新羅本紀八
32	金志良	新羅	大僕少卿員外置	從四品上、文職事官		放還蕃とあるので、在蕃	開元十九年	731	員外置 放還蕃 實正使 新羅臣	冊府元龜、卷九七五、外臣部、糞異二 三國史記、卷八、新羅本紀八
33	金志廉	新羅	鴻臚少卿員外置同正員	正四品上、文職事官	授	留宿衛とあるので、在唐 三國史記では、734年	開元二十年	732	采朝正、遣方物 留宿衛 興光(崇盛)姪	唐會要、卷九五、新羅 三國史記、新羅本紀
34	李詩	奚国	攝義王	正一品、爵	采峰、詔封	在蕃 攝義州の管理	開元二十年	732		旧唐書、卷一九九下、北狄、奚国 冊府元龜、卷九六七、外臣部、糞異二
34	李詩	奚国	左羽林軍大將軍同正	正三品、武職事官	降、拜	在蕃 攝義州の管理	開元二十年	732	同正	旧唐書、卷一九九下、北狄、奚国 新唐書、卷二一九、北狄、奚国
34	李詩	奚国	特進	正二品、文散官	采峰、詔封	在蕃 攝義州の管理	開元二十年	732		旧唐書、卷一九九下、北狄、奚国 新唐書、卷二一九、北狄、奚国 冊府元龜、卷九六七、外臣部、糞異二
34	李詩	奚国	攝義州都督		降、拜		開元二十年	732		旧唐書、卷一九九下、北狄、奚国 新唐書、卷二一九、北狄、奚国 冊府元龜、卷九六七、外臣部、糞異二

35	金思簡	新羅	大健員外 卿	從三品、文職事官	入朝留京師	在唐	開元二十二年	733	員外官 留京師 與光祿人	旧唐書、卷一九九上、列伝、東夷、新羅国
36	羅真履	護密	護密国王 左金吾衛 將軍	正一品、爵 正三品、武職事官	封、為 於内殿、授	放還蕃とある ので、在蕃	開元二十一年 開元二十二年	732 733	采朝 員外とある 員外置とある、采朝、放還蕃	冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 冊府元龜、卷九七四、外臣部、褒異二 冊府元龜、卷九六四、外臣部、封冊二 新唐書、卷二二一下、列伝、西域下、隣厝
36	羅真履	護密	左武衛將 軍	從三品、武職事官	授	留宿衛とある ので、在唐	天寶八載	749	護密国王 采朝 留宿衛	冊府元龜、卷九七五、外臣部、褒異二
37	金忠信	新羅	左領軍衛 員外大將	正三品、武職事官	授	放還蕃とある ので、在蕃	開元二十二年 以前	734 以前	開元二十二年以前に授官 宿衛	三國史記、卷八、新羅本紀八
38	金端燭丹	新羅	衛尉少卿 員外置	從四品上、文職事 官員外	授	放還蕃とある ので、在蕃	開元二十二年	734	采賀 新羅大臣 員外官 放還蕃 賀正使	冊府元龜、卷九七五、外臣部、褒異二
39	斯嚧紆思 鮮闍	突厥	郎將	授	放還蕃とある ので、在蕃	開元二十一年	733	采朝 どこの郎將か不明 放還蕃	冊府元龜、卷九七五、外臣部、褒異二	
39	斯嚧紆思 鮮闍	突厥	左金吾衛 大將軍員 外	正三品、武職事官	授	放還蕃とある ので、在蕃	開元二十二年	734	采朝 突厥大臣 員外官 放還蕃	冊府元龜、卷九七五、外臣部、褒異二
40	胡敵達干	突厥	右金吾將 軍員外置	從三品、武職事官	授	放還蕃とある ので、在蕃	開元二十四年	736	采朝 員外官 放還蕃 大信頭 冊府元龜、通好では、左金吾 將軍員外置	冊府元龜、卷九七五、外臣部、褒異二 冊府元龜、卷九八十一、外臣部、通好
41	蕃	渤海 靺鞨	太子舍人 員外	正六品上、文職事 官	授	放還蕃のため、 在蕃	開元二十四年	736	員外官 放還蕃 渤海味鴟王弟	冊府元龜、卷九七五、外臣部、褒異二
41	蕃	渤海	左領軍衛 員外大將 軍	正三品、武職事官	授 采朝	留宿衛とある ので、在唐	天寶二年	743	留宿衛 人名が不明 渤海王弟	冊府元龜、卷九七五、外臣部、褒異二
42	大欽茂	渤海	程妻郡王	從一品、爵	授 采朝	在蕃	開元二十五年	737	武宗子 薄義父	冊府元龜、卷一九九下、外臣部、封冊二 旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海 唐会要、卷九六、渤海 冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三 冊府元龜、卷九六七、外臣部、褒異

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(回覧)

唐代の粟民族授官における非実體官の授与について(再論)

42	大欽茂	渤海	忽汗州都督		副其父為	在蕃	開元二十五年	737	武莖子副其父為とあるので、738年の記事と同じ授官と考えられる。	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨册附元龜、卷九六五、外臣部、封册三册附元龜、卷九六五、外臣部、繼襲
42	大欽茂	渤海	左驍衛大將軍	正三品、武職事官	副其父為	在蕃	開元二十五年	737	員外官武莖子副其父為とあるので、738年の記事と同じ授官と考えられる。	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨册附元龜、卷九六五、外臣部、封册三册附元龜、卷九六五、外臣部、繼襲
42	大欽茂	渤海	左金吾大將軍	正三品、武職事官	襲父位為	在蕃	開元二十六年	738		旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨册附元龜、卷九六五、外臣部、封册三册附元龜、卷九六五、外臣部、繼襲
42	大欽茂	渤海	太子備事賓客	正三品、文職事官	累加	在蕃	天寶中	天寶中	高謙父	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨册附元龜、卷九六五、外臣部、封册三册附元龜、卷九六五、外臣部、繼襲
42	大欽茂	渤海	特進	正二品、文散官	累加	在蕃	天寶中	天寶中	高謙父	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨册附元龜、卷九六五、外臣部、封册三册附元龜、卷九六五、外臣部、繼襲
42	大欽茂	渤海	渤海國王	正一品、爵	進封	在蕃	宝應元年	762	詔以渤海為國高謙父	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨册附元龜、卷九六五、外臣部、封册三册附元龜、卷九六五、外臣部、繼襲
42	大欽茂	渤海	檢校太尉	正一品、文職事官	累加拜	在蕃	宝應元年	762	新唐書では檢校官で、寶應元年、762年高謙父	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨册附元龜、卷九六五、外臣部、封册三册附元龜、卷九六五、外臣部、繼襲
42	大欽茂	渤海	司空	正一品、文職事官	累加拜	在蕃	宝應元年	762	高謙父	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨册附元龜、卷九六五、外臣部、封册三册附元龜、卷九六五、外臣部、繼襲
43	莫質叫詰斤	突厥	左金吾衛大將軍員外置	正三品、武職事官	授	放還蕃とあるので、在蕃	開元二十六年	738	来朝突厥臣朝員外置放還蕃	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨册附元龜、卷九六五、外臣部、封册三册附元龜、卷九六五、外臣部、襲異二、11288
44	大毋進	渤海	左武衛大將軍員外置同正	正三品、武職事官	授	留宿衛とあるので、在唐	開元二十七年	739	来朝員外官、同正留宿衛渤海王弟	册附元龜、卷九七五、外臣部、襲異二册附元龜、卷九七五、外臣部、襲異二
45	處大臣劍庭尉御殺	突騎施	右驍衛員外大將軍	正二品、武職事官	為	不明	開元二十八年	740	員外官突騎施部落突厥時の授与	新唐書、卷二一五下、突厥下、突騎施烏質勒、車鼻施薩鉢孫册附元龜、卷九七五、外臣部、襲異二

46	阿史那拔達	突騎施	大僕員外卿	從三品、文職事官	為	不明	開元二八年	740	員外官、突騎施都落	冊付元龜、卷九七五、外臣部、寶異二
47	吐火仙骨吸	突騎施	左金吾衛員外大將軍	正三品、武職事官	敍以為	不明	開元二八年	740	員外、蘇俄の子、采降時の授与	新唐書、卷二一五下、突厥下、突騎施烏質勒、車鼻地跋祿祿、冊付元龜、卷九六四、外臣部、封冊二
47	吐火仙骨吸	突騎施	脩義王	正一品、爵	敍以為	不明	開元二八年	740	蘇俄の子、采降時の授与	新唐書、卷二一五下、突厥下、突騎施烏質勒、車鼻地跋祿祿、冊付元龜、卷九六四、外臣部、封冊二
48	頓阿波	突騎施	右武衛員外將軍	從三品、武職事官	為	不明	開元二八年	740	員外	新唐書、卷二一五下、突厥下、突騎施烏質勒、車鼻地跋祿祿、冊付元龜、卷九六四、外臣部、封冊二
49	趙瓊夫	東女	焜昌王	正一品、爵	嗣位、封為	放遷藩とあるので、在藩	天寶元年	742	放遷藩員外置	新唐書、卷二二一上、列伝、西域上、東女旧唐書、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国唐会要、卷九九、東女国冊付元龜、卷九六五、外臣部、封冊三冊付元龜、卷九六六、外臣部、封冊三
49	趙瓊夫	東女	左金吾衛大將軍	正三品、武職事官	授	放遷藩とあるので、在藩	天寶元年	742	員外置とある放遷藩	新唐書、卷二二一上、列伝、西域上、東女旧唐書、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女国唐会要、卷九九、東女国冊付元龜、卷九六五、外臣部、封冊三冊付元龜、卷九六六、外臣部、封冊三
50	思力婁羅	九姓回紇	右職衛員外大將軍	從三品、武職事官	授	在藩	天寶四載	745	勳功による授官員外官	冊付元龜、卷九七五、外臣部、寶異二、11289
50	骨力婁羅	回紇	奉義王	正一品、爵	為	在藩	天寶三載	743	胡語吐發、逸標は同一人物	和林金石錄、未題朝代、回紇毗伽可汗、聖文神武式碑唐会要、卷九十八、回紇
50	骨力婁羅	回紇	特進	正二品、文散官	加授	在藩	天寶四載	745	逸標	唐会要、卷九十八、回紇
50	骨力婁羅	回紇	左職衛員外大將軍	正三品、武職事官	遣使、拜	在藩	天寶五載	746	新唐書、卷二一五下、突厥広では天寶四載に白眉可汗の死の記述がある。年代に関しては天寶四載と考えられる。	新唐書、卷二一七上、回鶻上
51	阿悉彌胡斤	九姓回紇	右武衛員外將軍	從三品、武職事官	授	在藩か	天寶四年	745	勳功による授官員外官	冊付元龜、卷九七五、外臣部、
52	大徳三藏伽羅密多	小勃律	右金吾員外中郎將	正四品下、武職事官	授	放遷藩とあるので、在藩	天寶四載	745	采朝放遷藩勃律僧	冊付元龜、卷九七五、外臣部、寶異二
52	三藏大徳伽羅密多	勃律	濟羅員外卿	從三品、文職事官	授	放遷藩とあるので、在藩	天寶七載	748	采朝員外官放遷藩	冊付元龜、卷九七五、外臣部、寶異二

唐代の甄氏族授官における非実職官の授け方について（仮題）

53	范加葉護 頤阿拔悉 健陁	三葛邏 祿	左武衛大 將軍兼外 驍	正三品、武職事官	為	放還蕃とある ので、在蕃	天寶五年	746	遣使朝貢 員外置とある 放還蕃	冊府元龜、卷九七五、外臣部、饗異二
54	彌多阿婆 食	黒衣大 食	左金吾衛 員外大將 軍	正三品、武職事官	授	放還蕃とある ので、在蕃	天寶十一載	752	采朝 員外官 放還蕃	冊府元龜、卷九七五、外臣部、饗異二
55	薛利發	骨咄祿	左羽林軍 大將軍員 外置同正 員	正三品、武職事官	為	在蕃	天寶十二載	753	員外置、 同正員とある	冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
56	薩羅占庭	百蘭	左武衛員 外大將軍	正三品、武職事官	授	不明	天寶十三年	754	員外官	冊府元龜、卷九七七、外臣部、降附
57	悉諾邏	吐蕃	左馳箭員 外大將軍	正三品、武職事官	為	不明	天寶十四載	755	投降 員外官 蘇毗王子	冊府元龜、卷九七四、外臣部、饗異二 冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
57	悉諾邏	吐蕃	懷義王	從一品、爵	來降、封	不明	天寶十四年	755	吐蕃からの蘇毗王子の來降 蘇毗は東女の土族の姓	新唐書、列伝第一四一上吐蕃上 冊府元龜、卷九七四、外臣部、饗異二 冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
58	善部末摩	中天竺	鴻臚少卿	正四品上階、文職 事官	為	不明	乾元元年	758	入朝 員外置 中天竺婆羅門三藏	冊府元龜、卷九七六、外臣部、饗異三
59	藏般若力	闍賓国	大常少卿	正四品上階、文職 事官	為	不明	乾元元年	758	入朝 員外置 闍賓王	冊府元龜、卷九七六、外臣部、饗異三
60	山那	吐火羅	光祿少卿	正四品上階、文職 事官	為	放還蕃とある ので、在蕃	乾元元年	758	采朝 員外置 放還蕃 吐火羅二藏	冊府元龜、卷九七六、外臣部、饗異二
61	骨啜特勒	回紇	鴻臚卿員 外置	從三品、文職事官	為	在蕃だが安史 の乱鎮圧のため、 入朝している	乾元二年	759	員外置とある 回紇王子 冊府元龜では、骨咄特勒	旧唐書、卷一九五、回紇 冊府元龜、卷九七六、外臣部、饗異三
61	骨啜特勒	回紇	左羽林軍 大將軍	正三品、武職事官	新除	在蕃だが安史 の乱鎮圧のため、 入朝している	乾元二年	759	員外官 回紇王子	旧唐書、卷一九五、回紇
61	骨啜特勒	回紇	鎮書光祿 大夫	從三品、文散官	為	在蕃だが安史 の乱鎮圧のため、 入朝している	乾元二年	759	回紇王子	旧唐書、卷一九五、回紇

62	葉護曜	于闐国	大倭国外 卿	従三品、文職事官		留唐尚とある ので、在唐	乾元三年	760	員外官 請留宿	旧唐書、卷一九八、列伝、西戎、于闐国 新唐書、卷二二一上、西戎上、于闐国
63	金耀石	新羅	衛尉員外 少卿	正四品上階、文職 事官	授	放還せとある ので、在蕃	大曆七年	772	員外官 放還蕃 采厦正 唐会要では、寶應二年、763 年	册付元龜、卷九七六、外臣部、寶興三 唐会要、卷九十五、新羅
64	大常靖	渤海	衛尉卿同 正	従三品、文職事官	授其使	令唐国とある ので在蕃	貞元七年	794	同正官、使者への官位 令唐国	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、棘羯 册付元龜、卷九七六、外臣部、寶興三
65	大清允	渤海	右衛將軍 同正	従三品、武職事官	采朝	令唐国とある ので在蕃	貞元十年	797	采朝 同正 令唐国 王子	旧唐書、列伝、第一九九下、北狄、渤海棘羯 册付元龜、卷九七六、外臣部、寶興三
66	曩咨復	吐谷渾	青海国王	正一品、爵		在蕃 罽縠州の管理	貞元十四年	798		旧唐書、卷一九八、列伝、西戎、吐谷渾 新唐書、卷二二一上、列伝、西戎、吐谷渾 册付元龜、卷九七六、外臣部、封册二
66	曩咨復	吐谷渾	長梁都督			在蕃 罽縠州の管理	貞元十四年	798	册付元龜では、長梁都督 册付元龜では、長梁都督	旧唐書、卷一九八、列伝、西戎、吐谷渾 新唐書、卷二二一上、外臣部、封册二 册付元龜、卷九七六、外臣部、封册二
65	曩咨復	吐谷渾	左金吾衛 大督軍同 正	正三品、武職事官		在蕃 罽縠州の管理 同正	不明	不明	既職、貞元十四年以前	旧唐書、卷一九八、列伝、西戎、吐谷渾 新唐書、卷二二一上、列伝、西戎、吐谷渾
67	索低	奚国	檀薊州游 弈兵馬使		充	不明	元和三年	808		旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、奚国 新唐書、卷二一九、列伝、北狄、奚国 册付元龜、卷九七六、外臣部、寶興三 册付元龜、卷九七六、外臣部、寶興三
67	索低	奚国	右武威衛 將軍同正	正三品、武職事官	為	翌年に遣使し ているので、 在蕃か	元和三年	808	同正官	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、奚国 新唐書、卷二一九、列伝、北狄、奚国 册付元龜、卷九七六、外臣部、寶興三 唐会要、卷九六、奚
67	索低	奚国	左衛將軍 同正	従三品、武職事官	為	翌年に遣使し ているので、 在蕃か	大和五年	831	同正官	新唐書、卷二一九、列伝、北狄、奚国 册付元龜、卷九七六、外臣部、寶興三
68	没辱孤	奚国	平州游弈 兵馬使			不明	元和四年	809	册付元龜、外臣部、寶興では 平林游弈兵馬使	新唐書、卷二一九、列伝、北狄、奚国 册付元龜、外臣部、封册三 册付元龜、卷九七六、外臣部、寶興三
68	没辱孤	奚国	右領軍衛 將軍員外 同正	従三品、武職事官	為	不明	元和四年	809	投来 員外官 同正官	册付元龜、外臣部、封册三 册付元龜、外臣部、封册三

唐代の異民族授官における非実職官の授与について（河野）

唐代の羯民族授官における非美職官の授与について(再論)

68	没辱孤	奚国	幽州盧龍軍節度使		充	不明	元和四年	809	授来	冊府元龜、卷九七六、外臣部、饗宴三冊府元龜、外臣部、封冊三
69	如羯	奚国	右驍衛將軍同正	従三品、武職事官	未載	不明	太和四年	830	具外麗とある授来奚王	旧唐書、卷一七下、文宗新唐書、卷一九九、北狄、奚冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
70	屈戌	契丹	右武衛將軍員外置同正員	従三品、武職事官	内附、守	不明	会昌三年	843	冊府元龜では、会昌二年、842年	旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹新唐書、卷二一九、北狄、契丹冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三
70	屈戌	契丹	雲鷹將軍	従三品、武散官	復内附、拜	不明	会昌三年	843	冊府元龜では、会昌二年、842年冊府元龜では、具外制同正員	旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹新唐書、卷二一九、北狄、契丹冊府元龜、卷九六五、外臣部、封冊三

* 『旧唐書』、『新唐書』、『資治通鑑』は中華書局版を、冊府元龜は周助初等校訂『冊府元龜(校訂本)』(鳳凰出版社、2006年)を、三国史記は末松保和編『三国史記』(学習院大学東洋文化研究所刊、1964年)を、唐大和上東征伝は、藏中進編『宝曆12年版本、唐大和上東征伝』(和泉書院、1979年)を使用した。